

岩手県知事 達増 拓也 殿

2018年度岩手県予算
に関する申し入れ

2017年12月25日

日本共産党岩手県委員会

委員長 菅原 則勝

県議会議員 斉藤 信

高田 一郎

千田美津子

2018年度岩手県予算に関する申し入れ

先の突然の解散総選挙は、安倍自公政権が、国民の世論と運動に追い詰められてのものです。自民党と公明党が議席の3分の2を占める結果となりました。それは安倍政権の政治的基盤が強固になったことを意味するものではありません。小選挙区制、野党共闘への逆流と分断、徹底した争点隠しの結果です。その後の特別国会では、野党の質問時間を削減し、森友・加計疑惑追及の質問にも逃げの答弁に終始するなど安倍政権の政治的行きづまりは明らかです。

憲法を壊す強権政治、国政私物化疑惑、大企業の利益優先の破たんしたアベノミクスと社会保障の改悪など、安倍暴走政治を包囲し転換を実現することは、国民の暮らしにとっても、住民の福祉を守る地方政治の発展にとっても切実で重要な課題となっています。日本共産党は、国民の闘いの発展と一帯に、市民と野党の共闘を発展させ、共闘の力で安倍政権を打倒し新しい政治の実現に取り組むものです。

東日本大震災津波から6年9カ月余が経過しました。応急仮設住宅で7年目の寒い冬を迎えている被災者は3177戸、6478人(11月末現在)で、前年比で2412戸、5213人減少したものの、人数でピーク時の20.4%(前年比-16.4%)となっています。みなし仮設を含めると3966戸、8414人(-6971人)、ピーク時の20.2%(-14.6%)がいまだに仮設暮らしの生活を強いられています。

東日本大震災津波からの復興は、引き続き、県政最大の課題です。被災者の命とくらしを守る課題は復興の中心課題であり、すべての被災者、被災事業者を対象に、生活の再建と生業の再生を支援し、被災者の見守りを強め孤独死を出すことなく、住宅の確保と安定した雇用を確保し、被災者一人一人の生活を再建することは復興の最大の課題です。県が、被災者の命綱となっている医療費・介護保険利用料の免除措置を来年12月まで継続実施することを明らかにしたことは重要です。被災地福祉灯油助成を7年連続で実施したことも被災者に寄り添う復興の姿を示すものです。被災者の住宅再建に国が500万円以上の支援を実現すること。被災地の基幹産業である漁業・水産業の復興と再建をめざす全ての事業者グループ補助や県の補助などの支援を拡充することは引き続き重要な緊急課題です。被災地での地域の再建とまちづくりは前例のない課題であり、コミュニティの確保を柱に、地域住民の協議と合意を踏まえ、国、県、市町村の総力を挙げて進めることが必要です。

昨年8月30日に発生した台風10号災害は、死者24人(うち災害関連死2人)、行方不明者1人、被害総額1428億円余となり、水害では戦後最大規模となりました。被災者の住宅再建は、基礎支援金申請1058件に対し、加算支援金申請596件(うち建設・購入72件、補修451件、賃貸73件、12月1日現在)となっており、住宅補修への支援の拡充が求められています。商工業者の再建、抜本的な河川改修などの災害復旧事業の取り組みを迅速に進めることが求められています。東日本大震災の被災地での災害であり、二重に被害を受けた事業者も多く、大震災並みの対策が求められています。

東日本大震災津波からの復興、台風 10 号災害からの復旧・復興という大災害からの復興に取り組んでいる時だからこそ、大震災津波、台風 10 号災害の検証と教訓を踏まえて、福祉と防災を大事にした県民の暮らし最優先の県政を進めるべきです。

以上の立場から、東日本大震災津波からの復興と台風 10 号災害からの復旧・復興、福祉と防災を大事にした県政の実現へ、以下の項目について十分勘案し取り組まれるよう申し入れます。

【第一部】 東日本大震災津波からの復興の取り組み—すべての被災者の生活再建と生業の再生を最優先に、地域社会と地域経済の全体を再建する復興を

大震災津波から6年9ヶ月余が経過しました。11月30日現在、死者4,672人、震災関連死464人(前年比+3)、行方不明者1,121人(-2)、合計6,257人(+1)、建物被害は全壊(19597)・大規模半壊(2525)半壊(4044)・一部損壊(18925)で合計45091棟となる戦後最大の災害となっています。震災関連の自殺が45人(+1)、孤独死も58(+4)人に及んでいます。このうち仮設住宅で43人(+2)、災害公営住宅での孤独死が15人(+2)となっています。被災者の状況は、応急仮設住宅3177戸、6478人、みなし仮設住宅789戸(-619)、1936人(-1758)、県内在宅被災者7075戸(-79)、15167人(-121)、災害公営住宅4401戸(+938)、8013人(+1513)、県外避難1294人(-176)、合計15442戸(-2172)、32888人(-5755)となっています。災害公営住宅の整備は5872戸(沿岸5569戸、内陸303戸)の計画に対して、11月末現在で4959戸(前年比プラス676)、84.5%(+9.3%)の完成となっています。土地区画整理事業や防災集団移転事業など面的整備事業の宅地区画は来年3月末までに6292区画(+2096)、7476区画の計画に対して84%となる見込みです。

被災者は応急仮設住宅から災害公営住宅や自立再建へ大規模に移行するさなかにあります。しかし、住宅確保の見通しを持ってない被災者も少なくありません。9月末現在、応急仮設住宅入居世帯4272世帯(4092世帯が回答)のうち、2539世帯(62.0%)が自立再建、1072世帯(26.2%)が災害公営住宅の意向を示していますが、その他が481世帯、180世帯(4.2%)が未定・未報告となっています。大震災津波から6年9か月が経過し、収入超過者を含め災害公営住宅の家賃軽減対策が緊急で重要な課題となっています。

狭い仮設住宅でのストレスと生活苦から命と健康が脅かされています。子どもの心のケアの受診件数は増加しており、心のケアの相談件数も年間1万件前後で推移しています。すべての被災者を対象にして必要な支援を強化すべきです。とくに、被災者の医療費・介護保険利用料等の免除措置を、県が1年継続を決めたことは重要ですが、国の責任で復活させ、社会保険加入者も対象とすること。住宅再建に国の被災者生活再建支援金を500万円以上に引き上げるとともに県としてもさらなる支援を拡充することが必要です。

事業者の再建へグループ補助(18次まで170グループ、1459者、852億円交付決定)などの支援策を拡充し、すべての希望者を対象として、継続実施することは重要な課題です。

被災地での人材確保は切実な課題です。緊急雇用創出事業は28年度までにほとんど終了していますが、事業復興型雇用創出事業は28年度までに累計で17986人の実績となっています。29年度から実施されている事業復興型雇用確保事業(32年度まで、沿岸12市町村)は272人の見込みです。復興事業等で沿岸被災地の雇用保険被保険者数は3888人増(10月1日現在)となっているものの、地場産業である食料品製造業は1416人減少しています。

す。被災事業者の復興は途上であり、とくに労働者の確保が遅れており、人材確保の取り組みの強化が求められています。

防災集団移転事業や都市再生区画整理事業と商店街の再建、漁業集落防災強化事業、防潮堤の整備などまちづくり事業に当たっては、コミュニティの確立を図ることを柱に、前例のないまちづくり事業となることから国、県、市町村の総力を挙げた取り組みとすることが求められています。防集跡地の利活用などさらなる改善を強く国に求めるべきです。

I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の6つの緊急課題

- 1、建設費が高騰している被災者の住宅再建に、国の被災者生活再建支援金を現行の300万円から500万円に引き上げること。平成31年4月10日に再延長(加算支援金、12市町村)となった申請期日を必要な時期まですみやかに延長するよう求めること。
- 2、被災者の医療費・介護保険利用料等の免除措置を国として復活し、社会保険被保険者も対象とすること。被災者の心のケア、「孤独死」を出さない対策、見守りの取組を抜本的に強化すること。
- 3、災害援護資金の申請期日(平成30年3月31日)の延長を強く求めること。生活福祉資金(生活復興支援資金)の積極的活用を図ること。★
- 4、グループ補助の拡充・改善をはかり、事業者の再建が進むまで継続すること。二重ローン対策を継続すること。仮設店舗等の営業継続への支援と事業者の本設への支援策を講じること。
- 5、JR東日本の責任でJR山田線の早期復旧を行うこと。JR大船渡線の復旧については、地元の要求に基づくBRTの運行を改善するとともに、全線開通から80年の歴史を踏まえ、鉄路での復旧を再検討すること。特定被災地公共交通調査事業を災害公営住宅や防災集団移転地を經由できるよう改善し、継続実施すること。又は新たな被災地交通確保事業を実施すること。
- 6、東京電力福島第一原発事故による放射能汚染については、東電と国の責任で汚染されたほだ場・ほだ木の処理、側溝汚泥の除去、山林の除染など徹底した除染と全面賠償を求めること。
- 7、2016年度以降の復興事業費の地元負担の撤回を求め、国が責任を持って復興財源を確保すること。復興交付金事業の厳しい査定を改善し、地方自治体が自由に使える財源の確保を強く求めること。

II、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を

- 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること
 - 1) 被災者の国保・後期高齢者医療費の免除や介護保険利用料等の免除措置を、県独自に来年度以降も継続実施すること。

- 2) 被災者の心のケア対策を強化し、支援と見守りが必要な高齢者等への訪問・相談・対応を強化すること。震災関連の自殺、孤独死の防止のために、保健師と生活支援相談員の増員をはかり、生活再建支援などの総合的な対策を強化すること。仮設団地と災害公営住宅に支援員を配置し、コミュニティと絆の確立に特別の対策を講じること。
- 3) 震災関連死の申請の周知徹底を図り、長期にわたる避難生活という被災者の実態を踏まえた審査を行うこと。再審査請求についても周知すること。被災市町村で審査できる体制を確立すること。
- 4) 被災地福祉灯油等特別助成事業は、内陸に避難している被災者を含め実施すること。
- 5) 災害援護資金の申請期限の延長を求め、保証人を義務付けることなく、使いやすく改善し活用を進めること。
- 6) 特定被災地交通確保調査事業の改善・拡充を求め、防集団地や災害公営住宅等の被災者の通院・買い物等の交通を確保すること。ワンコインバスやデマンドタクシーなど、きめ細かい対策を講じること。

2、住宅確保にさらなる抜本的な支援と災害公営住宅家賃の軽減策を

- 1) 住宅の建設費が地元業者の場合、震災前と比べて11.4万円、24%も上昇しています。30坪なら340万円の負担増です。大手ハウスメーカーでは坪単価70万～80万円となっています。被災者の住宅再建に、県独自の被災者住宅再建支援事業を拡充すること(現行100万円、市町村と共同、11月末現在7991件)。実施期間については、平成30年度となっていますが、木造戸建ての災害公営住宅の買い取りが可能となるよう延長すること。
- 2) 県の生活再建住宅支援事業費補助(バリアフリー・県産材活用への補助)の実施期間を延長し、被災者の要望がある限り事業を継続すること。
- 3) 地元業者と県産材活用による岩手県地域型復興住宅や山田町など市町村独自の取り組みの普及をはかり、地元業者の取り組みを支援すること。住宅建設の需要拡大に対応する大工と資材の供給体制の確立に取り組むこと。
- 4) 希望者が全員入居できる災害公営住宅の早期建設に取り組むこと。1343戸(11月末現在、戸建て・長屋1142、共同住宅201)整備された木造の災害公営住宅の建設を重視し、集落とコミュニティを維持した公営住宅の建設を行うこと。集合住宅についてもできるだけ県産材を活用すること。重いドアの改善を図るとともに高齢者世帯向けに引き戸式のドアを増やすこと。
- 5) 災害公営住宅家賃の低所得者に対する国の軽減策が6年目から逡減することに伴い、県・市町村の独自の軽減策の周知と活用を徹底すること。復興の担い手でもある収入超過者に対する独自の家賃軽減策を講じること。★
- 6) 自治会の確立と活動支援を強化し、仮設住宅団地とともに災害公営住宅の集会室・事務室に、見守りとコミュニティ確立支援のために支援員を配置すること。市民交流プラザの取り組みを広げること。集会室にはテレビ、椅子・机、ストーブ、カラオケセット等を設置し、

入居者が交流し、自主的な活動ができるよう支援すること。応急仮設住宅の空き室は正月やお盆などでの家族等の帰省にも活用できるようにすること。

- 7) 金融庁・東北財務局の通知(2013年12月10日)に基づき、「個人版私的整理ガイドライン」の周知徹底を図ること。相談・申請の3分の2が排除されている住宅の二重ローンの解消(9月29日現在、相談件数1120件、債務整理成立件数361件、準備中4件、合計365件)に積極的に取り組むこと。申請者の多数が対象となるよう改善を求めること。
- 8) 仮設住宅の空き室については、Uターン・Iターンしてきた人や家族等も活用できるように、県としても積極的に取り組むこと。(11月末実績、6市町247戸)

Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保

1、再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を

- 1) グループ補助事業については、申請を希望するすべての事業者が対象となるよう拡充すること。商業者グループや小規模事業者グループも申請し、採択されるよう具体的な支援を強化すること。前払いなどの措置を徹底すること。補助を受けた事業者のフォローアップを強化すること。来年度以降も継続実施するよう国に強く求めること。
- 2) グループ補助に準じた小規模事業者に対する支援策を講じること。
- 3) 仮設店舗(商業者)入居者は6月末現在394事業者、本設移行した事業者は252となっています。引き続き本設移行への支援策を講じること。区画整理事業の遅れによる仮設店舗等の5年後の使用と地代などの支援を継続し、解体費用について国が責任を持って対応するように求めること。
- 4) 県の中小企業被災資産復旧費補助については、内陸の被災事業者も対象に拡充し、継続実施すること。テナントで被災した事業者の再建への支援策を講じること。
- 5) 被災地での基幹産業である水産加工業など食料品製造業では、震災前と比べて雇用保険被保険者数が1416人減少(10月)しており、販路の回復・新商品の開発等の支援を強めるとともに、雇用の確保に特別の取り組みを強化すること。
- 6) 仮設団地や災害公営住宅など被災者の見守りと生活支援に関わる被災者生活支援総合交付金を積極的に活用すること。事業復興型雇用確保事業については、すでに被災者を再雇用した場合も遡及して対象とすること。新規採用を条件にしないよう改善を国に求めること。
- 7) 県は復興事業を推進するためにも、正規職員の大幅な増員をはかること。復興に必要な職員の確保に取り組み、任期付き職員、全国からの応援職員の確保に努めること。応援職員の健康と心のケア対策を一層強化すること。任期付職員の待遇改善と正職員への登用を進めること。

2、 二重ローン問題の解決に全力を挙げること。

- 1) 二重ローンを抱えるすべての事業者を対象に、相談活動を強化し、迅速に債権の買い取りを進めること。既存債務を凍結・減免し、新規融資を早急に行うこと。金融機関に返済猶予の延長を求めること。
- 2) 岩手県産業復興相談センターの機能を継続・拡充し、被災事業者の立場に立った支援を強化すること。岩手県産業復興機構は、事業者を選別することなく、110件(10月末現在)にとどまっている債権の買い取りの対策を抜本的に強化すること。
- 3) 東日本大震災事業再生支援機構の債権買い取りも166件(10月末現在)にとどまっており、債権買い取りの取り組みを抜本的に強化すること。
- 4) 債権買い取りの支援を行った事業者へのフォローアップ支援を強化すること。

3、 沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を

- 1) 漁業協同組合を核とした漁業・養殖業の再建整備と産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築を一体的に進めること。
- 2) サケ、サンマ、スルメイカの大不漁と原材料費の高騰に対する緊急対策を講じること。★
- 3) 養殖施設の整備(17428台、目標の99.7%、震災前の65.6%)を踏まえ、養殖生産回復のため、漁業者の確保と漁場利用の見直しと活用を進めること。
- 4) サケふ化場の再建とともに放流事業の改善に取り組み、サケ資源の確保を進めること。アワビ・ウニの種苗生産施設の再建整備に取り組みすること。
- 5) ワカメ等の風評被害対策を強化し、再生産可能な価格対策を講じること
- 6) 大不漁に直面している小型漁船漁業の振興策を具体的に講じること。
- 7) 漁業担い手対策を抜本的に強化すること。
- 8) 固定資産税の減免など漁協に対する支援を強化すること。「水産特区」の押し付けに反対すること。
- 9) 被災した108漁港の早期再建整備に取り組みすること(県管理漁港は31漁港完了)。
- 10) 被災農地、沿岸725ha(復旧対象農地面積561haのうち504ha完了、89.8%、10月末)の早期復旧と整備に取り組みすること。陸前高田市の台風被害による園芸団地撤退の対策を支援すること。

IV、被災した県立病院を再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること

- 1) 大槌病院、山田病院の再建に続き、県立高田病院の今年度中の再建整備を踏まえ、医師・看護師確保に全力で取り組むこと。
- 2) 被災した民間医療機関の再建への支援を強化し、薬局を含め地域医療体制を確立すること。
- 3) 被災地では要介護高齢者が増加しており、介護施設の再建整備をはかるとともに、介護職員など人材の確保に努めること。

- 4) 被災した障害者と就労支援事業所等の職員確保と、事業活動等への支援を強化すること。

V、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ総力を挙げた支援の強化を

- 1) 中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりにあたっては、前例のない取り組みとなることから、国・県・市町村が総力を挙げて取り組むとともに、事業者・住民を主体に、専門家の支援も強化すること。★
- 2) 防災集団移転促進事業、都市再生区画整理事業、漁業集落防災機能強化事業などのまちづくりに当たっては、徹底した住民の協議と合意づくりを大原則に進めるとともに、コミュニティの確立に取り組みこと。専門家・アドバイザーを派遣して住民が主体のまちづくりを進めること。
- 3) 高台集団移転等に当たっては、集落・コミュニティの維持を基本に、持ち家の再建と災害公営住宅をセットで整備することを重視すること。区画整理事業に当たっても再建しない土地の買い取りなどで、まちなか災害公営住宅の整備を進めること。
- 4) 津波で浸水した市街地やまちの再建は、二度と住民の命が損なわれないように、津波災害だけでなく、大雨洪水や土砂災害の危険なども総合的に検討し、ハード、ソフトの両面を組み合わせた安全なまちづくりを、住民合意で進めること。避難路の整備を進めること。
- 5) まちづくりの事業によって被災者に対する支援に格差が生じないように制度の改善を求めるとともに、県としても独自の支援策を講じること。
防災集団移転事業による瑕疵担保責任はほぼ2年となっているが、民法上の10年に見直すこと。区画整理上は前例のないかさ上げ・盛土を行っており、防集事業と同様に、土地の陥没や崩壊等への補償など対応を行うようにすること。
- 6) 復興にかかる埋蔵文化財調査の体制を強化し、専門職員の確保に努め発掘調査の効率化をはかること。
- 7) 防潮堤、水門の整備については、地域住民の十分な協議と多面的な検討を行い、住民合意を大前提に、必要なら見直しを行うこと。
- 8) 「用地取得についての特例措置」について、積極的に活用するとともに、さらなる改善を国に求めること。

VI、JR 大船渡線・山田線の早期復旧を、被災地交通の確保を

- 1) JR 東日本の責任で JR 山田線の早期復旧を行うよう求めること。JR 大船渡線については、地元の要望を府萎えた BRT の運行の改善を図ること。全線開通 80 年の歴史を踏まえ、鉄路での復旧について再検討を求めること。気仙沼駅・陸前矢作駅間の鉄路での運行再

開を求めるとともに、新幹線への合理的な接続など住民の要望に応えた BRT の運行を確保すること。

- 2) 代替の交通確保に JR は責任を持ち、早朝、夜を含めた必要な便数と駅を確保すること。
- 3) JR 山田線の土砂崩落・脱線事故の復旧を踏まえ、利用しやすいダイヤの改正を JR 東日本に強く求めるとともに、宮古市・盛岡市と協力して利用促進を図ること。
- 4) 特定被災地公共交通調査事業(上限 6000 万円)は、7 市町村で活用しているが、仮設住宅を経由することが条件となっており、高台団地や災害公営住宅と病院や市街地を結ぶ交通確保にも取り組めるように改善と拡充を強く政府に求めること。

VII、防潮堤、湾口防、復興道路—安全の確保は徹底した検証と住民合意を貫いて進めること

- 1) 防潮堤の高さや水門の整備については、安全の確保とともにまちづくりの計画、漁業や観光、環境との共生など総合的な検討を行い、地域住民との協議と合意に基づいて進めること(これまでに 19 ヶ所 22 地区で防潮堤の高さを見直し)。
- 2) 大船渡・釜石の湾口防波堤については、津波による被災状況の検証を行い、漁業への影響なども含め、地域住民に情報を公開し、住民の協議と合意を踏まえて進めること。
- 3) 総事業費 1 兆 1400 億円余に及ぶ復興道路については、あくまでも生活再建と生業の再生を最優先にして、2019 年ラグビーワールドカップと復興期間内に完成するよう進めること。

VIII、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を

- 1) 県として、子どもの医療費助成を現物給付に、来年度から小学校まで拡充すること。★
- 2) 県立高田高校のグラウンド整備を含めできるだけ早期に行うこと。通学やクラブ活動などの交通の確保を行うこと。
- 3) 仮設住宅から通学する児童・生徒は小学校 776 人、中学校 497 人、高校 601 人となっており、放課後の学習室の確保と学習支援(今年度 60 教室)の取り組みを進めること。小中一貫校や統廃合計画については、地域住民による十分な協議と合意を踏まえて行うこと。
- 4) 被災地への教員の加配措置(今年度、小中で 180 人、高校で 39 人)を継続し、スクールカウンセラー(今年度巡回型カウンセラー 13 人)、スクールソーシャルワーカーの配置を強化し、児童生徒の心のケアの取り組みを強化すること。教員等の宿舍の確保に努めること。
- 5) 被災児童生徒を対象とした「いわての学び希望基金奨学金給付事業」(今年度 404 人)の拡充をはかること。被災高校生を対象とした奨学金制度(実質給付制、今年度 145 人)の活用をはかること。被災児童就学援助制度の継続を求めること。
- 6) 震災孤児・遺児に対する支援を強化すること。児童福祉司・児童心理司を大幅に増員し、養育里親への支援も強化すること。

IX、震災遺構の保存に取り組み、観光と教育旅行・復興応援ツアーで交流人口の拡大を

- 1) 東日本大震災津波の教訓を後世に伝える震災遺構の保存に、被災者の感情を踏まえつつ積極的に取り組むこと。被災市町村への支援を強化すること。陸前高田市に整備する復興祈念公園については、国内外に震災の教訓とその後の復興を示すものとして整備すること。4つの震災遺構の活用策を示すこと。
- 2) 震災遺構等を生かした教育旅行、研修旅行、復興応援バスツアー・三鉄ツアーの取り組みを強化し、交流人口の拡大に努めること。
- 3) 三陸復興国立公園、三陸ジオパークを生かした滞在型の観光の取り組みを強

X、復興予算の流用と被災自治体負担許さず、復興基金の大幅増額と復興交付金の改善を

- 1) 2016年度以降の復興事業についての被災地地元負担の撤回を求めること。必要な復興財源を確保するよう国に求めること。
- 2) 復興予算の被災地以外での流用を許さず、返還を求めること。流用に道を開いた復興基本法の改正を求めること。
- 3) 県・市町村が自由に使える復興基金の大幅な増額を国に求めるとともに、5省庁40事業に限られている復興交付金の改善を求め、使い勝手の良いものにする。

XI、原発災害一徹底した測定と除染、全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を

- 1) 汚染された稲わらや堆肥、牧草の一時保管と処理を国の責任で、県も市町村任せにせず行うこと。牧草の除染については、風評被害対策を含め出来るだけ早期に完了すること。
- 2) 汚染された原木とシイタケの処理を早急に行い、ほだ場の除染に取り組むとともに、シイタケ栽培の再生にあらゆる対策を講じること。
- 3) 農用地及び森林の汚染実態を把握し、詳細な汚染マップを早急に作成するとともに、関係機関の英知を結集して除染方法の開発・実証を進め、除染を急ぐこと。
- 4) 原発災害による農林漁業者や業者、県・市町村の損害について、早期に全面賠償を行うよう強く東京電力と国に求めること。農林水産物の賠償請求額425.67億円に対し支払額は406.55億円、96.0%、商工観光では32.64億円の支払い請求に対して27.94億円、85.6%となっており、早期の全面賠償を求めること。賠償金については非課税扱いとするよう国に求めること。賠償請求の手続きを簡素化させること。
- 5) 「即時原発ゼロ」の実現をめざし、原発の再稼働に反対すること。

- 6) 再生可能エネルギーの最大限の普及に取り組むこと。発送電の分離など電力体制の改革を求め、地域密着型の新産業の構築をめざすこと。住宅の断熱リフォームなど低エネルギー社会への取り組みを強化すること。

XII、台風10号災害からの復旧・復興の課題について

昨年8月30日に発生した台風10号災害から1年4か月が経過します。死者24人(うち災害関連死2人)、行方不明1人となっています。被害総額は1428億円で、復旧事業も進められています。住家被害の状況は、被災者生活支援金の基礎支援金申請で、12月1日現在、全壊472件、解体52件、大規模半壊532件、合計1056件となっており、加算支援金の申請件数は、建設・購入72件、補修451件、賃貸73件、合計596件となっています。県独自の半壊への支援金は1589件、床上浸水44件です。宮古市、久慈市、岩泉町は住宅再建費200万円の独自補助を行っていますが、住宅確保の取り組みは遅れており、補修の被災者が多いことから補修に対する支援金の拡充が求められています。被災した住宅での避難生活を送っている住民が多いことから、被災者の訪問・見守りの取り組み、生活再建への具体的支援が求められています。被災者の医療費等の減免措置の継続も必要です。岩泉町の生活橋の再建(73か所)は寄付で対応することになっていますが、いまだに見通しが立っていません。国に独自の支援策を求めるとともに、県としても支援策を講じるべきです。

1) 被災者の命とくらしを守る対策について

- ① 被災した住宅で避難生活をしている被災者、仮設住宅の被災者の訪問・見守りの取り組みを強化し、生活支援の取り組みと生活再建の相談を行うこと。
- ② 被災者の医療費免除の取り組みを継続・復活するよう支援すること。

2) 住宅再建・住宅確保の取り組みについて

- ① 被災した住宅の補修を希望する被災者が多いことから、補修に対する支援を拡充すること。
- ② 被災者生活再建支援金(加算支援金)の活用を徹底すること。住宅再建・補修の相談活動を強化すること。
- ③ 災害公営住宅の早期整備を行うこと。
- ④ 被災した生活橋(73か所)の復旧整備を寄付だけに依拠せず早期に進めること。

3) 商工業・観光事業者への支援の強化について

- ① 地域なりわい再生緊急対策交付金の積極的活用を進めること。
- ② 国の小規模事業者持続化補助金、革新的ものづくり補助金等の活用も県の交付金と併用できることから活用を進めること。
- ③ 商工会議所・商工団体への人的支援を含め支援を強化すること。

4) 農林漁業災害の復旧について

- ① 農地・農業用施設の早期復旧を進めること。
 - ② サケマスふ化場の早期復旧を図ること。
 - ③ 林道・山腹崩壊等の復旧を進めること。
- 5) 水位周知河川の指定を強化し、抜本的な河川改修に取り組むこと。
- ① 小本川・安家川の水位周知河川の指定を含め水位周知河川の指定を進め、水位計の設置など河川情報システムの改善強化を図ること。
 - ② 地域住民の声を踏まえ抜本的な河川改修を進めること。堆積土の撤去、稼働掘削、流木の撤去を行うこと。
- 6) 情報通信基盤関係の災害復旧について
- ① 光ファイバー網・携帯電話基地局等の復旧については、既存の国庫補助制度の活用が認められたことから早期復旧を進めること。
 - ② テレビ共同受信施設(共聴施設)の復旧も既存の国庫補助制度の活用が認められたことから早期復旧を図ること。
- 7) 応援職員の派遣について
- ① 8月1日現在応援職員の必要数24人に対し13人の確保にとどまっています。全国、県内からの応援要請を強化すること。
 - ② 県として任期付き職員の派遣を含め対応を強化すること。
- 8) 台風10号災害の検証と教訓を踏まえた防災・減災宅策の強化について(別掲)

【第二部】 県民の命と暮らしを守る福祉と防災の新たな県政めざして

1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちと暮らしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を

安倍内閣が決定した来年度政府予算案は、大企業優先で暮らしに冷たい「アベノミクス」をさらに進め、歯止めなき大軍拡への一步を踏み出す一方で、医療・介護などの社会保障予算の「自然増」分は今回も 1300 億円削減されました。安倍政権の 6 年間で 1.6 兆円もの大幅な削減となります。とりわけ、3 年連続で切り下げられた生活保護費の削減は重大です。貧困と格差をさらに拡大するものです。

安倍政権の国民犠牲の政治から県民の命と暮らしを守ることは県政の最も重要な課題です。子どもの貧困打開は切実で緊急の課題です。昨年 8 月から実施された子どもの医療費助成の就学前までの現物給付化は子どもと若い世代に歓迎されています。全市町村が小学校まで医療費助成を実施している中で、小学校までの現物給付化は今すぐできる課題です。全国では福島県、鳥取県が高校卒業まで、群馬県、秋田県など 7 都府県が中学校卒業まで、栃木県など 4 県が小学校卒業まで助成しています。現物給付は 22 都県、現物給付と償還払い併用が 16 府県です。県内では、高校生までが 14 町村で一関市も来年度から実施予定です。中学校までが 14 市町、小学校までが 5 市に広がっています。県として中学校までの助成をめざし、当面小学校通院までの助成と現物給付化を実施すべきです。

来年度から国民健康保険の都道府県化が実施されます。国保の最大の問題は、低所得者に高い国保税が課せられ 1 割以上の世帯が払えずに滞納となっていることです。さらに正規の保険証の取り上げ、滞納処分など冷たい政治の典型となっています。11 月の県の標準保険料の試算でも一般会計からの繰り入れがなければ 18 市町村が国保税の値上げとなります。国庫負担の大幅な増額で国保の構造的問題こそ打開すべきです。

一昨年 4 月から介護保険制度の改悪と介護報酬の引き下げによって特養ホームの 3 分の 1 が赤字となり、要支援 1・2 の高齢者の介護保険サービスが切り捨てられました。特養ホーム等の食費・居住費にかかる補足給付・軽減措置の削減、介護保険利用料の 2 割負担など負担増が押し付けられました。介護事業者は介護報酬の引き下げ等で介護職員を確保できない状況となっています。県内でも昨年度の実質的に廃止・休止した介護事業者は 112 か所となっています。安倍政権は要介護度 1・2 の高齢者の介護保険サービスを切り捨てようとしています。62%の要介護認定者が切り捨てられることとなります。まさに「保険あって介護なし」の実態が進行しています。

安倍内閣が一昨年強行した「医療・介護総合法」で、都道府県に患者「追い出し」の病床削減の地域医療構想策定が義務付けられました。患者追い出しの病床削減は行わないこと。経済的理由で病院にかかれぬ、病院からすぐ追い出されてしまう潜在的な患者の実態を踏まえ、必要な医療体制の維持・拡充をはかる必要があります。

1、子どもの医療費助成は、現物給付とし、中学校卒業までの拡充をめざすこと。

- 1) 子どもの医療費助成は、県議会での請願採択を踏まえ、小学校卒業(通院)までの現物給付化を実施すること。★
- 2) 中学校卒業までの医療費助成と現物給付化をめざすこと。国に現物給付化に対するペナルティの一の廃止を強く求めること。県単独医療費助成の一部負担(通院、医療機関ごと月 1500 円、入院月 5000 円)を計画的に見直し無料化を復活すること。所得制限を撤廃すること。
- 3) 在宅酸素療法患者の負担軽減をはかるため、障害者医療費助成制度の対象を3級まで拡大すること。
- 4) 高額医療費の償還払いについて、新潟県のように市町村、国保連と協力して、窓口負担の軽減をはかる措置を講じること。
- 5) 難病医療費助成の新制度について、対象疾患が増加することは評価できるが、市町村民税非課税世帯も新たな負担増となるなど重大な問題点があり、抜本的な見直しを求めること。

2、高すぎる国保税は引き下げ、滞納者に対する国民健康保険証の取り上げはただちに中止すること。

- 1) 国保の都道府県化にあたっては、低所得者に高い保険料を課している国保の構造的問題の打開を大前提に、国の国庫負担の大幅な増額を求めること。市町村独自の一般会計からの繰り入れを認め国保税の値上げを抑えること。市町村独自の減免制度を具体的に制定し、低所得者に対する保険料の軽減、一部負担金の軽減の取り組みを進めること。★
- 2) 高すぎる国保税の引き下げを実現すること。また、国庫負担の復元・大幅増額を求めるとともに、県の独自補助を実現し、市町村の繰り入れも行うようにすること。国保法 44 条に基づく生活困窮者の窓口負担(一部負担金)の減免を積極的に進めること。
- 3) 「均等割り」「平等割り」など人頭税型の「応益割」の軽減・撤廃を進め不合理な仕組みを是正すること。
- 4) 窓口全額負担となる資格証明書の発行はやめ、短期保険証の未交付は直ちに是正すること。短期保険証の発行も見直すこと。滞納者への資産の差し押さえを見直すこと。
- 5) 後期高齢者医療保険料の大幅値上げに反対し差別医療の撤廃を求めること。滞納者に対する短期保険証(192 件、28 年度)、資産の差し押さえ(456 件)やめること。★

3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を

- 1) 安倍政権の際限なき介護保険改悪の撤回を求めること。要支援者の保険給付外し、補足給付の削減、一定以上の所得(年金収入 280 万円以上、65 歳以上の 20%)のある人は利用者負担を 1 割から 2 割に引き上げ、30 年 8 月から 3 割負担(年金収入 340 万円以上)の導入、特養ホーム入所は要介護 3 以上とする介護保険制度の改悪の撤回と介護報酬引き上げを国に求めること。
- 2) 国庫負担の引き上げで保険料・利用料の値上げを抑え、安心して必要な介護保険サービスが利用できる制度に改善を求めること。
- 3) 特別養護老人ホームの緊急増設に取り組み、待機者(4591 人、在宅 1502 人、早期入所が必要 985 人、4 月 1 日現在)の解消をはかること。待機者解消の計画を立てること。小規模特養に偏重

することなく低所得者も入所できる多床室の特養ホームも整備すること。そのために施設整備への補助を増額すること。居住費、食費の負担増によって退去せざるを得ない高齢者の実態を調査し、特別の対策を講じること。

- 4) 介護老人保健施設、グループホームの整備、小規模多機能型施設、宅老所などの増設に積極的にとりくむこと。療養病床の廃止・削減に反対すること。
- 5) 訪問介護利用者の7割が使う生活援助の基準時間の短縮と介護報酬の引き下げ、予防給付の制限の狙う「介護予防・日常生活支援総合事業」の撤回と見直しを求めること。
- 6) 高齢者の状況が変わらないのに介護度が軽くなる介護認定制度の改悪を見直すこと。要介護認定制度や利用限度額は廃止し、専門家の判断で必要な介護を提供できる制度に改善するよう国に求めること。訪問介護、通所介護、福祉用具の利用制限などの「介護の取り上げ」をやめること。
- 7) 全国最低の居宅サービス利用料となっている実態と課題を検証し、対策を講じること。介護サービスを利用していない在宅要介護高齢者の実態調査を行うとともに、在宅介護者訪問相談員の取り組みを広げること。
- 8) 認知症の早期発見・診断、初期の相談・家族への支援から終末期のケア・看取りまで、医療、保健、介護、福祉が緊密に連携して切れ目のない支援が行われる体制を構築すること。
- 9) 地域包括支援センターに対する市町村の責任を明らかにし、福祉・介護・医療・公衆衛生などの各分野が連携して、高齢者の生活を総合的に支えていく拠点として発展させること。
- 10) 介護労働者の劣悪な実態をふまえ、労働条件の抜本的改善に取り組むこと。国費の投入で賃金の引き上げを行うこと。介護職の常勤化、地位向上を図り、人員配置基準を2対1に改善すること。

4、安倍政権の医療大改悪許さず、「医療崩壊」を打開し、だれもが安心して受けられる医療の確立を

- 1) 「医療費適正化計画」「地域医療構想」「国保運営方針」による病床削減、給付費削減に反対し、だれもが安心して医療が受けられる地域医療を確立すること。
- 2) 医師不足解消へ、国の責任で医学部定員を1.5倍加し、OECDなみ(11万人増)に増やすこと。引き続き「地域枠」や奨学生の拡充を進めること。
- 3) 産科・小児科・救急医療などの医師確保の取り組みを特別に重視して取り組むこと。
- 4) 県内どこにいても安心してお産ができるように周産期医療体制の確立に取り組むこと。産前産後ケアの取り組みを強化し、開業助産院への支援を行うこと。
- 5) 不妊治療費助成を拡充するとともに、不妊専門相談の実施と不妊症看護認定看護師を養成すること。
- 6) 看護師の大幅増員で安全でゆきとどいた医療を実現すること。「夜勤は複数、月8日」という人事院判定を厳格に実施すること。看護師確保の奨学金制度の活用を進めること。

5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること

- 1) 新型インフルエンザに対応する医療機関の体制の強化を図ること。水際検疫体制の確立、ワクチンなどの製造システムの確立、地域の医療・保健体制の抜本的強化、抗インフルエンザ薬とプレ

パンデミック・ワクチンの備蓄量の確保などに取り組むこと。新型インフルエンザワクチンの優先接種者に対する周知を徹底し、負担軽減策を実施すること。

- 2) はしか・風疹対策を進め、国の責任でワクチンを備蓄し、追加接種が必要な人には公費助成を行うこと。
- 3) ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは、保護者の負担軽減・無料化など、制度のさらなる充実をめざすこと。子宮頸がんワクチンは、副作用の深刻さを重く受け止め、接種勧奨は再開せず、疫学調査など徹底した検証を求めること。
- 4) ノロウイルス対策を強化すること。おたふくかぜ、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの定期接種化を進めること。HIV、梅毒、クラミジアなど性感染症の予防・治療を進めること。
- 5) エボラ出血熱、デング熱などへの対応策を講じること。
- 6) 保健所の体制を強化すること。

6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を

- 1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。
① 応能負担は速やかに廃止し、利用料は無料にすること。② 障害者サービスの支給決定は障がい者の実態、特性、希望を反映するものとする。③ 内部障害、発達障害、高次脳機能障害、難病・慢性疾患などあらゆる障がい者を対象にすること。④ 地域生活支援事業の予算を義務経費化し、必要なサービスの量と質を保障すること。⑤ 相談支援をはじめすべての障害福祉サービスの抜本的な報酬の引き上げをはかること。
- 2) 地域で豊かな生活を保障すること。
家族介護を脱却し、必要な支援を受けながら障がい者が暮らせるように基盤整備を進めること。そのために、① バリアフリー対応の公営住宅の整備、入所施設、グループホームを計画に基づいて整備すること。② 在宅支援のために、家族の休息を保障するショートステイの増設や、「医療的ケア」を必要とする人たちへの支援策を拡充すること。③ ホームヘルプサービスや移動支援の各ジュなど在宅支援を拡充すること。緊急時の支援システムを確立すること。
- 3) 労働・雇用の保障
① 就労継続支援 A 型、B 型の整備を早急に進めること。
② 法定雇用率の引き上げと厳守、30 年度から始まる精神障がい者の雇用義務化を早急に実施すること。
③ 障がい者が職場に定着できるように相談体制とジョブコーチの増員を行うこと。障者の医療の拡充
- 4) 障がい者の療育や保護者支援
障害を自己責任とする契約制度や応益負担はやめて、無料で力育福祉を利用できるようにすること。通所施設の整備、児童発達支援センターの機能強化、保育所等訪問支援事業の保護者負担をなくすこと。放課後デイサービスの整備・拡充を図ること。
- 5) 教育の保障

- ① 特別支援学校の定数基準を引き下げること。
- ② 通常学級における特別支援教育の充実を図るため、学級定数を引き下げること。
- ③ 教職員の増員や施設設備のバリアフリー化など教育環境を整えること。
- 6) 障がい者や難病の医療費は、優先して無料化をめざすこと。自立支援医療の無料化を求めること。重度心身障がい者(児)医療費助成制度を、国の制度として確立し窓口無料とする求めること。
- 7) 高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにすること。
- 8) 障がい者の交通、参政権、情報の保障に取り組むこと。
- 9) 「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の制定をふまえ、障がい者に対する差別と偏見を解決する体制と仕組みを構築すること。

7、難病法を拡充し、総合的な対策の推進を

- 1) 医療費助成は難病患者すべてを対象とするものに。低所得者と重症患者の負担はなくすこと。患者数による線引きは中止すること。
- 2) 申請手続きを簡素化し、経過措置の5年以内の見直しに向けて実態調査を行うとともに、継続して医療費助成を受けられるようにすること。医療費無料化を求めること。
- 3) 小児期特有の問題解決のための総合的な施策の展開をはかること。
- 4) 難病相談支援センターの充実、相談員の待遇改善など総合的な対策を強化すること。

8、生活保護の大改悪を阻止し、必要な人がすべて受けられる生活保護制度に改善を

- 1) 生活保護費の生活扶助を最大5%引き下げは、「貧困と格差」をさらに拡大するものであり反対すること。母子加算や0～2歳児の児童養育加算の削減の撤回を求めること。★
- 2) 「貧困と格差」の広がりのもとで、生活保護受給者が増加しています。しかし、全国的な捕捉率は約2割となっており、生活保護が必要な人が受けられる制度に改善をはかること。
- 3) 「水際作戦」の合法化を許さず、国民の受給権を守ること—「ワンストップサービス」で、どの窓口からでも生活保護にアクセスできるようにすること。窮迫した人には即時対応できる制度・体制に改善すること。
- 4) 生活保護基準以下で働いている母子家庭の生活保護受給を進めること。「就労支援」の名による切り捨てを許さないこと。国民の分断を狙った卑劣なバッシングを許さないこと。
- 5) 生活困窮者のサポート体制を抜本的に強化すること。生活保護家庭の子どもの学習支援の取組を抜本的に強化すること。

9、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。

- 1) 「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。
- 2) 岩手町の取り組みに学び、がん検診体制を抜本的に強化すること。がんの予防に当たっては喫煙率低下(成人20%未満)の具体的な取り組みを強化すること。
- 3) どこにいても必要な治療・検査が受けられる医療体制の整備に取り組むこと。
- 4) 緩和ケア病棟の整備と在宅緩和ケアの整備を進めること。

- 5) 受動喫煙防止対策を徹底し、「たばこのないラグビーワールドカップ」めざし受動喫煙防止条例を制定すること。官公庁・公的施設は全面禁煙とすること。議会棟も全面禁煙とすること。★

10、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について

- 1) 究極の個人情報というべき被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業については、被災者等に対する丁寧な説明と包括的合意を大前提に進めること。
- 2) 遺伝子情報の保護と活用については、岩手医科大学と関係市町村において滋賀県長浜市の「長浜ルール」を参考に、しっかりした協定を締結して進めること。
- 3) 遺伝子情報の調査分析については、以上の対策が講じられるまで中止するよう対応すること。
- 4) 沿岸地域の病院への医師派遣や被災者の健康診断等の取り組みは積極的に取り組むよう求めること。

11、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。

- 1) どこに住んでいても消費者の相談に対応できるように市町村での配置を進めるとともに、県の配置も後退させないこと。県として研修活動を強化すること。
- 2) 盛岡市消費生活センターの取り組みに学び、行政の各部局との連携を強め、解決するまで援助すること。
- 3) 専門職にふさわしく消費生活相談員の待遇を抜本的に改善すること。正規職員化をはかること。

2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること

県立大槌病院、山田病院に続いて高田病院も今年度中に再建整備されます。医師確保に全力を挙げ被災地での医療の拠点としての役割を果たすこと。民間医療機関の再建への支援を強化すること。

いま必要なことは、「県下にあまねく医療の均てんを」という県立病院の創業の精神に改めて立ちかえり、県立病院を地域医療の拠点に位置付け、医療・保健・介護の連携で地域医療を守るための取り組みを地域住民とともに進めることです。

当面、医師・看護師の大幅増員を実現すること。深刻な医師不足については、奨学生や臨床研修医の確保と医師招聘にさらに取り組むとともに、医師の待遇改善に取り組むこと。県立病院のネットワークによる新専門医制度への対応を進めること。医療クレーンや薬剤師等を大幅に増員し、地元医師会や開業医との連携を強化するなど医師を支える具体的な対策を実行すること。岩手医大の果たしている役割を踏まえ、医師派遣を強力に働きかけること。看護師不足も深刻となっており、大幅な増員による労働条件の抜本的な改善が急務です。

無床診療所化した地域の入院機能と地域医療の確保についても県と県医療局が責任をもって地元自治体・地域住民と協議し、取り組むことが必要です。

県立病院の経営問題の要因には、国の医療費削減政策による医師不足、診療報酬引き下げ、地方交付税の引き下げ、消費税の増税があります。国の医療政策の根本的な転換を実現し、県立病院と地域医療を守るべきです。

1、再建整備された県立高田・大槌・山田病院の医師確保に全力を上げ、診療機能の強化を図ること。

2、被災した民間医療機関の再建に引き続き支援を強化すること。

3、医師確保対策として、医師を支える具体的な取り組みと体制を抜本的に強化すること。

- 1) 奨学生の確保、臨床研修医・後期研修医の確保、新専門医制度への対応、即戦力医師の確保に引き続き系統的に取り組むこと。医師の待遇改善などに積極的に取り組むこと。
- 2) 医師を支える医療クラークを大幅に増員するとともに、看護師、臨床検査技師、薬剤師などの大幅な増員を図ること。
- 3) 地元医師会、開業医との連携を強化し、初期救急・夜間救急の確立や奥州市・奥州市医師会、宮古市・宮古市医師会の取り組みを参考に広域基幹病院等への応援などにも取り組むようにすること。
- 4) 地域医療・高齢者医療を担う総合医の養成と配置に取り組むこと。

4、看護師の大幅増員を実現すること。

- 1) 看護師の大幅増員で、月8日以内の夜勤を厳守すること。夜勤専任看護師、夜勤2交代制の導入は見直すこと。
- 2) 年次有給休暇が自由に取得できる労働条件の抜本的な改善を図ること。出産・育児休業等による正規看護師による補充、子育て中の短時間勤務の徹底を図ること。
- 3) 勤務時間外の研修等は超過勤務の対象とし、出勤時間・退勤時間を客観的に把握し、サービス残業をなくすこと。

5、無床診療所化された診療センターの取り組みについて

- 1) 民間移管による有床診療所の運営が破たんした花泉診療所については、県と県医療局が責任を持って地域医療の確保と信頼回復に努めること。有床診療所復活に向けて取り組むこと。
- 2) 県立沼宮内診療センターの民間移管に当たっては、花泉診療所の教訓を生かし、県医療局と岩手町の責任が果たされるよう再検討すること。
- 3) 無床化された紫波、花泉、大迫、九戸、住田の各地域診療センターについては、県が責任を持って地域住民が求める地域医療の確保のための話し合いと対策を講じること。医師確保の見直しを含め入院ベッドの回復についても検討すること。

6、地域医療の確保と高齢者医療の取り組みを強化すること

国保藤沢病院や奥州市立まごころ病院などの取り組みに学び、市町村立病院への支援と連携を強化すること。沢内病院への医師派遣を引き続き進めること。

7、国に対し、地域の医師確保、診療報酬の引き上げ、地方交付税措置の拡充を強く求めること

3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に

日本の子どもの貧困率は13.9%、7人に1人の子どもが「貧困ライン」を下回っています（2017年6月「国民生活基礎調査」）。なかでも深刻なのがひとり親世帯です。貧困率は50.8%で、主要

国で最悪です。県内のひとり親家庭の就労率は90.5%、月収15万円未満が63.3%を占めています。盛岡市が実施した「ひとり親家庭実態調査」では、就労率が91.6%、夜間労働57.6%、早朝勤務27.9%、土日労働76.8%となっています。小学生の3人に1人が放課後1人で過ごしており、子どもの居場所づくりが求められています。子ども食堂の取り組みが県内4市5町の14か所で、学習支援が4市8町で取り組まれています。子どもの貧困対策の取り組みは始まったばかりで、県としての実態調査と本格的な取り組みが求められています。経済的貧困を背景に児童虐待の相談件数も昨年度1477件（児相942件、市町村535件）で前年比4割増と急増しています。

保育所の待機児童も4月段階で11市町村・182人、隠れ待機児童は13市町村・558人となっており、その後さらに増加しています。国は認可保育所より基準の低い企業主導型保育（無認可）や小規模保育を中心として、基準緩和と詰め込みで対応しようとしています。保育士の労働条件の悪化と不足など保育の質が問われています。

子どもは未来の主人公であり、社会の希望です。誰もが安心して子育てできる岩手県へ、総合的な対策が求められています。

1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取り組みを強化すること ★

- 1) 県として子どもの貧困の実態調査に取り組むこと。これまでの先行事例を踏まえ、専門家の協力を含め実態が具体的に把握できる調査とすること。
- 2) 経済的な支援を強化すること
 - ① 子どもの医療費無料化を国の制度として実現するとともに、県として中学校卒業までの助成をめざすこと。直ちに小学校までの現物給付化を実現すること。
 - ② 児童手当を18歳まで延長するよう国に求めること。児童扶養手当の増額と20歳までの拡充を求め毎月支給に変えるよう求めること。
 - ③ 就学援助が必要な子どもに活用されるように、周知の徹底、対象児童・対象品目の拡大、市町村の格差の解消、入学準備金の入学前の支給に取り組むこと。
 - ④ 小中学校の学校給食の制度化・無償化を国の制度として実現をめざし、県独自の取り組みも進めること。
- 3) 子どもの居場所づくりとしての子ども食堂の取り組みを支援し広げること。立ち上げへの支援とネットワークづくりへの支援を強化すること。
- 4) 児童養護施設の取り組みを評価し、施設整備への支援を強化し、施設の小規模化を進めること。大学・専門学校等への進学支援、就職後の支援など施設退所後の支援体制を確立し強化すること。現場の実態を踏まえて「社会的養育ビジョン」の見直しを求めること。里親の養成と支援を強化すること。
- 5) 全ての子どもが等しく教育を受けられる教育の支援を強化すること
 - ① 義務教育期間中の教育費の無償化を進めること。
 - ② 給付制奨学金の抜本的な拡充を図ること。
 - ③ 無料塾など学習支援の取り組みを広げ強化すること。

- 6) スクールソーシャルワーカーをすべての小中学校に席職員として配置すること。
- 7) ひとり親家庭の安定した正規の就労への支援を強化し、就労と子育てが両立するようにすること。
生活保護の対象となる場合は積極的に活用できるようにすること。
- 8) 児童虐待防止対策を強化し、児童相談所の体制の強化を図ること。

2、認可保育所の増設・保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること

- 1) 認可保育所の増設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。
 - ① 待機児童(11市町村 182人、4月1日現在)、隠れ待機児童(13市町村 558人、4月1日現在)を早急に解消すること。認可外施設やベビーホテルなどに預けられている子ども(約2000人)を含め待機児童を解消する計画を立て、公立保育所を含め認可保育所の増設を思い切って進めること。
 - ② 延長保育、休日・夜間、一時保育や病児保育を拡充すること。保育料の軽減・第二子保育料の無料化を実施し負担軽減にとりくむこと。
 - ③ 民営化や「民間委託」の名による保育条件の切り下げは行わないこと。
 - ④ 保育所の人員や面積要件を緩和することのないようにすること。
- 2) 保育士の賃金引き上げ、職員数の増員で処遇を改善し、保育士不足を解決すること。保育士修学資金貸付制度の活用を進めること。

3、学童保育を量的にも質的にも拡充すること

- 1) 「遊びと生活」の場にふさわしい設置基準を明確にし、施設改善をはかること。学童保育の増設に取り組むこと。
- 2) 指導員の正規化・労働条件の改善をはかり、複数配置を行うこと。
- 3) 大規模化が進む学童保育クラブについては、施設の整備に助成を行うこと。
- 4) 利用料の軽減策を講じること。

4、非正規雇用と長時間労働をなくし、子育てと仕事が両立できる働き方に改善を図ること。

- 1) 当面、年間労働時間1800時間の達成をめざし、長時間労働の是正を図ること。サービス残業の根絶に取り組むこと。
- 2) 育児休業制度の改善、妊娠・出産に伴う不当な解雇や退職勧奨、不利益な扱いをなくすこと。
- 3) 子育てができる賃金・労働時間を保障すること。正規雇用の拡大と派遣・請負の見直し・正社員化で、若者に安定した雇用・仕事を確保すること。

4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を

第二次安倍政権の発足から5年が経過しましたが、異常な金融緩和で大企業は史上空前の利益を上げ、内部留保は400兆円を超えました。一方で労働者の実質賃金は年間100万円減少し、家計消費は1世帯当たり22万円も落ち込んでいます。「アベノミクス」の破たんは極まっています。大企

業の利益はほとんどがため込みに回って、賃金にも設備投資にも回っていません。「アベノミクス」は直ちに中止し、消費税の10%増税も中止すべきです。国民の暮らしを応援する政治への転換をはかり、働く人の所得を増やし安定した雇用を拡大する経済改革でこそ経済危機を打開することができます。

10月末の県内の有効求人倍率は1.40倍(全国22位)となり、54カ月連続で1倍を超えています。正社員の有効求人倍率は0.87倍、新規求人に占める正社員の割合は41.5%、就職件数に占める割合は39.6%にとどまっています。復興事業の進展による建設業、食料品製造業、小売業、福祉・介護などの求人が増加していますが、資格や経験、勤務形態や賃金面などの処遇面に課題があり、ミスマッチの状況となっています。雇用保険被保険者数は県全体で26469人(9月)、沿岸では3858人増加しています。しかし、沿岸の基幹産業である水産加工などの食料品製造業は1414人減少しています。また、緊急雇用創出事業は28年度までに終了していますが、継続している事業復興型雇用創出事業は累積で17986人、事業復興型雇用確保事業は今年度272人の見込みです。地場産業の復興はこれからが正念場を迎えます。事業復興型雇用確保事業は使い勝手の良いものに改善をはかり継続することが必要です。

県内中小企業の雇用確保は切実な課題となっていますが、29年3月卒の県内就職率は、高校生で66.3%、大学生で45.0%、短大63.7%、専修学校57.4%にとどまっています。高校生の場合は全国37位と低迷しており、緊急に宮城(81.0%)、山形(78.1%)並みに引き上げる取り組みが求められています。大学生の場合は目標である55%めざす取り組みへの支援が必要です。フル生産が続いているトヨタ自動車東日本岩手工場では、11月1日現在、正社員2082人(75.6%)、期間社員355人(12.9%)、派遣社員等316人(11.5%)となっており、昨年度101人に続き今年度も28人の期間社員の正社員化を進めています。岩手工場への新規採用者は40人(高卒37人、大卒3人)となっています。

住宅リフォーム助成事業は、実施しているところでは補助額の10~20倍の工事費となるなど地域経済への波及効果が大きく成果を上げていますが廃止する市町村が増加し、今年度実施は19市町村となっていることは重大です。住宅リフォーム助成事業の継続と拡充、空き家リフォームや商店等のリフォームに取り組むことが必要です。

1、被災地の地場産業への雇用確保に全力を上げ、被災した事業者の再建への支援を抜本的に強化すること。

2、働く人の所得を増やす経済改革一賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。

- 1) 政府として経済界に「内部留保の活用で賃上げを」と正面から提起するよう求めること。
- 2) 雇用のルールを強化し、非正規社員の正社員化をはかり、人間らしい雇用を保障すること。派遣労働の無制限の拡大をはじめ、雇用のルール破壊に厳しく反対すること。
- 3) 「残業代ゼロ」「月100時間の残業」まで認める労働基準法改定案、賃金格差を容認し、雇用対策に「労働生産性の向上」を盛り込む雇用対策法改定案に反対し、本物の働き方改革を進めること。
- 4) ブラック企業・ブラックバイトを厳しく規制し、無法なリストラ・解雇を規制するルールを作ること。異常な長時間労働を是正し、「サービス残業」を根絶すること。

- 5) 最低賃金を時給 1000 円以上に大幅な引き上げを実現すること。そのために中小企業への支援を抜本的に強化すること。
- 6) 「適正な労働条件の確保」を目的・理念として制定された公契約条例(岩手県が締結する契約に関する条例)に基づき、
 - ① 県が発注・委託する事業で、労働者が適正な賃金・労働条件が確保されるよう実態調査を行うなど取り組みを強めること。
 - ② 先行事例を踏まえ公共事業においては公共工事設計労務単価の 8 割の賃金が保障されるように取り組むこと。
 - ③ こうした最低賃金の確保を明記した「賃金条項」を盛り込むよう検討すること。
 - ④ 約 7 割の労働者が非正規・低賃金となっている指定管理者制度について抜本的な見直しと改善を図ること。★
- 7) 失業者の生活と職業訓練を保障し、安定した仕事、公的仕事への道を切り開く取り組みを進めること。
- 8) 県職員の賃金引き下げとなる総合的な見直し、退職金の引き下げは行わないこと。

3、消費税 10%増税の中止を求め、税財政と経済の民主的改革で財源を賄うこと。

- 1) 消費税 8%へ的大増税は、景気悪化と格差の拡大をもたらしました。増税不況であることは明らかです。暮らしを破壊しさらに不況を深刻化させる消費税の 10%増税の中止を求めること。
- 2) 大企業と大資産家への行きすぎた減税を見直し、応能負担の原則に立った税制改革で財源を確保し、国民の所得を増やす経済改革で日本経済を健全な成長の軌道に乗せ税収増をはかる—この二つの柱の同時進行を進め、社会保障充実と財政危機打開の道を開くことを求めること。

4、高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。

- 1) 岩手労働局と連携し、就職支援員の取り組みと体制を強化して正規の求人の確保に全力をあげること。大学・高校と県内企業との連携を強化し、県内就職率の向上に積極的に取り組むこと。当面、高校生では 80%、大学生では 55%の達成を目指すこと。★
- 2) 新卒 3 年を超えた青年の就職対策を講じること。採用した中小企業等への助成措置も講じること。
- 3) 就職後の離職状況を調査し、その要因を把握するとともに就職対策に生かすこと。
- 4) ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェの拡充をはかること。
- 5) フリーターや新規未就職者の職業訓練、生活保障や雇用保険が受けられるよう国に働きかけること。県としても独自の対策を講じること。
- 6) キャリア教育では、労働基本法など労働者の権利を身につけること徹底すること。

5、誘致大企業の一方向的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。

- 1) 大企業の一方向的なリストラ、解雇を許さないこと。そのためにリストラアセスメントの制度をつくるとともに、「解雇・リストラ規制条例」を制定すること。
- 2) 離職に際しては、「本人同意」を原則に、再就職のあっせんと、再就職までの生活資金や住居の保障など、労働者の生活と再就職への責任を果たさせること。
- 3) 県として誘致企業を訪問し日常的な連携を強化し、大企業・誘致企業の社会的責任(雇用、地域経済、自治体、環境を守る役割と責任など)を果たすよう強くもとめること。

6、県内すべての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。

- 1) ワンストップサービスを定期的に開催し、年末・年始は特別の体制で対応すること。
- 2) 失業者の生活援助・住宅援助制度をつくり、県・市町村営住宅の活用、離職者生活資金制度の改善充実など万全の対策を国と連携して講じること。
- 3) 生活保護の適用を含め首切り・失業によるホームレス等を絶対つukらないこと。

7、県として独自に雇用を確保する対策を講じること。

35人学級の小学校全学年への拡充(小5~6年で51学級増、51人教員増)、特養ホームの待機者解消(早期入所必要985人、50人定員で20か所、600人増)を図るなど介護施設の整備、充足率が66%にとどまっている消防職員の基準人員までの増員(1061人)、老朽校舎の耐震改修、住宅の耐震改修・住宅改修助成など実効ある対策を講じること。

8、最低賃金を時給1000円以上に引き上げ、公契約条例の制定を生かしワーキングプアをなくすこと。

- 1) 「適正な労働条件の確保」を目的とした公契約条例の制定を生かし、県発注の事業については時給1000円以上とし、「働く貧困層」をなくすこと。
- 2) サービス残業の根絶、長時間残業の解消(1800時間達成で約3万人の雇用)、有給休暇の完全取得ができるよう、県としても岩手労働局と連携し積極的に取り組み雇用拡大をはかること。
- 3) 厚生労働省の通知を踏まえ、県職員の始業時間、就業時間をタイムカードやパソコン等で記録しサービス残業を根絶すること。

9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例の制定を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。以下の項目を重視して中小企業振興基本計画を策定すること。

- 1) 小規模企業振興基本法と中小企業振興条例に基づき、県内中小企業・小規模企業地域経済と地域社会の主役としての役割を明記し、その現状と課題を明らかにすること。
- 2) 中小企業の最も切実な人材の確保・育成に取り組むこと。中小企業、行政、大学・高校・専門学校等との連携を強化すること。
- 3) 中小企業の自主的な取り組みを基本にしつつ、営業力・販売力・新商品開発や技術革新への支援を強化すること。大学や工業技術センター、金融機関等との連携を強化すること。中小企業間、異業種等との連携を強化すること。
- 4) 中小企業の「事業の持続的発展」の重要性を踏まえ、事業継承・後継者対策に取り組むこと。
- 5) 条例に基づく毎年度の事業実績の報告に当たっては、中小企業者を含めた第三者機関で検証し、翌年度の政策・方針に生かすようにすること。

10、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。

- 1) 県として住宅リフォーム助成事業を早期に実施すること。商店街リフォームも助成の対象とすること。

- 2) 県の官公需の中小企業向け発注比率を件数でも金額でも引き上げること。28年度は、件数では91.2%だが、金額では77.0%に引き上がっており、当面、金額ベースで80%(60億円増)、さらに90%(970億円増)をめざすこと。実態を調査・検証し改善をはかること。
- 3) 「小規模工事希望登録者制度」を県としても実施し、県有施設の小規模工事発注を積極的に推進すること。

11、金融円滑化法の復活を求め、さらに使い勝手の良い制度とするよう求めること。中小企業の機械設備のリース代の支払い猶予についても、経産省の通達(2012年11月1日)の趣旨を生かして活用を進め、遅延損害金を求めないこと。遅延があってもリース物件を引き上げないこと。銀行による貸し渋り・貸しはがしをやめさせること。

12、大企業・誘致企業による単価たたきや仕事の減少など、下請けいじめをやめさせる取り組みを国と連携して強化すること。

13、100%保証の緊急保証制度が、最大限活用されるように周知徹底を図るとともに、審査の迅速化、簡素化を図ること。中小企業庁長官名の通達を踏まえ「赤字や債務超過があっても形式的に判断するのではなく、実態や特性を十分に踏まえて判断するよう」徹底すること。全業種が対象となるよう国に求めること。部分保証制度は撤回すること。

14、「特定大規模集客施設の立地誘導等に関する条例」を適切に運用し、大型店の無秩序な出店を規制するあらゆる手立てを講じること。商店街と地域住民が協力して安心して暮らせるまちづくりを進めるために、具体的な支援策を強化すること。小売商業調整特別措置法(商調法)にもとづく県の調査・調整を活用し、商店街を守る対策を強化すること。

15、悪質な商工ローン、消費者金融、振り込め詐欺、ヤミ金融対策を抜本的に強化し、被害者救済対策に取り組むこと。サラ金並みの金融機関のカードローンの実態を把握し規制を求めること。多重債務者の相談と解決に各部局が連携して取り組むこと。

16、平泉と橋野鉦山の世界遺産登録と三陸復興国立公園、三陸ジオパークの認定、世界遺産登録めざす縄文遺跡等の観光資源を生かし、全県的な観光振興対策を強化すること。復興支援ツアーや震災教育旅行など沿岸県北の観光対策を抜本的に強化すること。

5、TPP11、日欧 EPA 交渉の中止を強く求め、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。

TPPがアメリカの撤退によってとん挫したものの、安倍政権は国会でTPPの批准を強行し、アメリカ抜きでTPP11と日欧EPAを秘密交渉で進めています。12月21日、安倍政権はTPP11と日欧EPAの経済効果に関する政府試算発表しましたが、「甘い想定、実現性に疑問」と指摘される根拠のないものです。一方で、「生産現場は悲鳴、不安」の声が出されています。「生産額は減っても、生産量と作付面積は減らない」とする影響試算は結論先にありきというべきものです。「牛肉、豚肉、乳製品、木材は打撃」とも指摘されています。県として農林水産業の生産現場の実態を踏まえた影響試算を行い、関税撤廃、自由貿易一辺倒のTPP11と日欧EPA交渉の中止を強く求めるべきです。

日本は、食料自給率がさらに下がってわずか 38%に、先進国の中でも異常な低さです。お金を出せば、世界中から食料を買い集められるというやり方は、もはや通用しなくなっています。米価はこの 10 年間で 4 割近くも下落し、規模拡大に取り組んできた大規模農家や集落営農組織が大きな打撃を受けています。県内のコメ生産農家は 2ha 以下の 86%が赤字、作付面積では 42%が赤字となっています。こうした中で、安倍政権は、来年度からコメの生産調整を廃止し、直接支払い交付金（10a 当たり 7500 円、28 年度実績 32 億円）も廃止します。大規模農家ほど大きな打撃となります。また、農政「改革」と称して、農地・農業委員会・農協など戦後の家族農業を支えてきた諸制度を次々に解体してきました。

いま必要なことは、国民に安全な食糧を供給し、国土や環境を守るため、将来に向けて安心して農業に励み、農村で暮らし続けられる条件を整備することです。価格・所得補償を再建することは最大の柱です。

農林漁業を岩手の基幹産業として位置づけ、農林水産業予算の復元をはかり、再生産を保障する価格・所得保障の拡充を柱にして農林水産業の再建を図ることです。

食の安全安心の確保と地産地消の取り組みを本格的に推進し、農林漁業の再生を、地域経済振興の柱にすべきです。

農林漁業など第一次産業の衰退は、地域経済を疲弊させ、「限界集落」を広げる要因ともなっています。農林漁業の生産を拡大すれば、それに関連する食品加工、関連企業、サービス、製造業も活性化し、生産額の 3 倍もの規模で地域経済に波及する効果があります。

- 1、TPP11、日欧 EPA の大筋合意の内容とその具体的な影響について、全面的で徹底した情報公開を求めること。県としても独自の影響試算を行うこと。TPP11、日欧 EPA 交渉の中止を求めること。
- 2、国の責任で米の需給と流通の安定に責任を果たし、直接支払い交付金の廃止は撤回すること
 - 1)政府の責任でコメの需給と流通の安定に責任を果たし、直接支払い交付金の廃止は撤回すること。
 - 2)米価に「不足払い」制度を導入し、再生産可能な米価を保障するよう国に求めること。
 - 3)米の生産調整をやめるのではなく、水田における麦・大豆・飼料作物などの増産と一体に取り組むこと。
転作条件を有利にし、増産に伴って輸入を抑制するなど、安定した販路と需要先を確保すること。
 - 4)収入保険制度については、対象者を青色申告者(2割)に限定するのをやめ、基準となる収入も生産コストと関連させるなどの改善を図ること。
 - 5)米の消費拡大に本格的に取り組むこと。学校給食の米飯給食は週 4 日以上をめざし日本型食生活の定着をめざすこと。県立病院はもとより民間の病院、ホテル・旅館、レストランなどで県産米の活用を進めること。
- 3、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。
 - 1) 多様な家族経営を維持・発展させ、農業を続けたいと願うすべての農家を担い手に位置づけ、支援の対象とする地域農業、岩手型集落営農を推進すること。

- 2) 地域農業を支えている大規模農家や生産組織を支援すること。
- 3) 青年就農給付金事業は、農地集積をめざす「人・農地プラン」と一体であることや、親元就農の場合は5年以内に経営委譲するなどの要件を緩和し、一定期間の就農を前提として希望する青年すべてを対象にすること。県・市町村独自の新規就農者支援対策を拡充すること。県立農業大学の施設整備と教育・研修の拡充をはかること。
- 4) 株式会社一般への農地取得解禁に反対すること。

4、農業予算を基幹産業にふさわしく拡充し、価格保障・所得補償を抜本的に拡充すること。

5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざすこと。

- 1) 放射能汚染対策として、農産物の放射能汚染測定を徹底し「食品の安全」を確保すること。原木シイタケ、キノコ、山菜等の出荷規制の早期解除を求めること。
- 2) 輸入食品の検査体制を強化し、原産国表示の徹底を図ること。食品偽装を許さない監視体制を強化し、製造年月日表示を復活すること。
- 3) 地産地消や食の安全を重視した地域づくりを進めること。学校給食や病院、ホテル・旅館などで地場の農水産物の活用を広げること。地元の特産物や資源を生かした農産加工や販売などを支援すること。
- 4) 口蹄疫対策に万全の対策をとること。感染家畜が発生した場合、殺処分と埋設を迅速に行い、そのための埋設地を確保しておくこと。鳥インフルエンザなど各種感染症の監視体制を強め、発生した場合は機敏に殺処分や移動制限措置をとり、農家・業者への保障にも万全の対策を講じること。
- 5) 米国産牛肉の輸入を30カ月齢まで規制緩和したことに反対し、BSE対策の全頭検査を維持すること。
- 6) ニホンシカ等の鳥獣被害対策を抜本的に強化すること。電気柵設置の効果が表れており「シカ防護網等設置事業」(県単)を拡充すること。「鳥獣被害防止総合支援事業」(国の補助事業)、「鳥獣被害防止総合交付金」(国庫)の拡充を求めること。ニホンシカ等の個体管理を徹底し野生獣の防除と捕獲を強化すること。

6、山村地域の基幹産業として林業・木材生産の再生を図ること。

- 1) 外材依存政策を転換し、かろうじて残されていた製材や集成材などの関税撤廃を受け入れた日欧EPA、TPP11の交渉中止、大枠合意の撤回を求めること
- 2) 森林整備、間伐の取り組みを抜本的に強化し、県産材使用の数値目標を決め、県産材を活用した老朽校舎の改築、県営住宅や公共施設の整備、住宅建設に融資や税制上の優遇措置を含め助成措置も実施し積極的に取り組むこと。
- 3) 「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、林業・木材産業を国の大切な産業として位置づけ、林業・木材産業の再生をはかり、緑の環境を充実させ山村の活性化を図ること。
- 4) 現場の実態に即した林道・作業道を整備すること。日本の森林にあった林業機械の開発に国とともに取り組むこと。林業と結びつかない大規模林道事業などは見直すこと。
- 5) 木質バイオマスな施設は地域の資源量の即した配置を進めること。

- 6) 林業労働者の確保と林業技術の継承を図り、地域の実態に即した流通・加工体制を確立し、林業・木材産業の再建を図ること。
- 7) 「緑の雇用事業」を思い切って拡充するなど、系統的な林業就業者の育成・確保に取り組むこと。
- 8) 国有林の分割・民営化をストップし、国が一元的に管理し地元の意見を反映した管理運営を行い、地域の林業事業体の育成を図るよう国に強く求めること。

7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。

- 1) サケ、サンマ、スルメイカ等の記録的な大不漁に対し漁業・水産業振興に対する緊急対策を講じること。
- 2) 漁船の確保、養殖施設の再建整備を生かし漁場利用の見直しと活用の取り組みを強化すること。魚市場を核とした流通・加工施設の一体的な再建整備に取り組むこと。
- 3) ワカメ、アワビ、秋サケなどつくり育てる漁業の再建をはかること。サケふ化場、アワビ・ウニの種苗施設の再建整備をはかること。がんばる漁業・養殖復興支援事業について、フォローアップを行い必要な支援を強化すること。
- 4) 被災したすべての漁港の早期復旧・整備に取り組むこと。漁村集落の維持に取り組むこと。
- 5) 漁業者の生活支援の強化をはかること。二重ローンの解消、緊急的な雇用の確保、生活資金への支援を強化すること。
- 6) 被災した漁協への支援を強化し、漁業・水産業を核とした地域の振興をはかること。被災した漁協の再建へ施設とともに人件費の補助等を含む支援を強化すること。
- 7) サケの定置網漁の復旧とともに、サケ資源の公平配分に取り組むこと。事実上個人の所有となっている定置は見直すこと。
- 8) 小型漁船漁業の復興・再生と具体的な振興策を講じること。
- 9) 新規漁業就業者支援制度を国に求めるとともに、県としても漁業の担い手対策を強化すること。
- 10) 福島原発事故による放射能汚染対策と風評被害対策に取り組み、損害の全面賠償を実現すること。

6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもゆきとどいた教育を。

26、27年度と連続でいじめにかかわる自殺事件が発生しただけに、いじめのない学校をつくることは緊急で重要な課題です。「28年度児童生徒問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果では、いじめの認知件数が5750件（小学校4417件、中学校986件、高校269件、特別支援学校58件）で前年比2476件の増となっています。いじめに対する感度、認知が進んだ一方で、深刻な実態も明らかになっています。いじめを許さない学校、児童生徒の人権と安全を大切にする学校の実現に県教委と学校、生徒、父母等が総力を挙げて取り組む必要があります。また、いじめの背景にある「過度に競争的な教育制度の是正」（国連子どもの権利委員会の勧告）に取り組むべきです。全国学力テストは、事前に過去問題の学習が徹底されるなど教育をゆがめています。中止と見直しを求めるべきです。

「子どもの貧困」問題も深刻です。子どもの貧困対策推進法に基づく「大綱」では、「学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム」と位置付けられており、子どもの実態を把握し、SSWの配置と連携を強化し、就学支援、学資援助、学習支援等の取り組みを強化することが求められています。

1人1人に寄り添ったゆきとどいた教育を進めるためにも、35人学級を早急に小学校全学年に拡充すべきです。

県立高校の再編計画の具体化に当たっては、それぞれの高校と地域の取り組みと実績を踏まえて進めること。小規模校でも地域と結び付いた高校、地域に貢献する高校の存続と、何よりも生徒の学習権を守ることが必要です。地域と一体となった取り組みを県教委としても支援すること。

いじめや教育のゆがみと荒廃に立ち向かい、教職員が協力して取り組むためには、教職員の多忙化の解消が必要です。教職員を分断し序列化する成果主義賃金制度の導入は見直すべきです。国連教育科学文化機関（ユネスコ）の「教員の地位に関する勧告」と3次にわたる国際労働機関（ILO）とユネスコの共同専門家委員会（CEART）の是正勧告を踏まえて見直すこと。

1、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども一みんなの力で取り組むこと。

- 1) いじめ対策の基本として—いじめは人権侵害であり暴力という認識で、目の前のいじめから子どもたちの命、心身を守り抜くこと。根本的な対策として、いじめが深刻となった要因をなくすことに正面から取り組むこと。
- 2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。
 - ①いじめへの対応を絶対に後回ししない、子どもの命最優先の原則・安全配慮義務を明確にすること。そのためにいじめを認知できるように対策と研修を行うこと。
 - ②いじめの情報は、すぐに全教職員、保護者に知らせ連携して取り組むこと。
 - ③子どもの自主的活動の比重を高めるなど、いじめをやめる人間関係をつくること。
 - ④被害者の安全を確保し、加害者にはいじめをやめるまでしっかり対応すること。
 - ⑤被害者・遺族の知る権利を尊重すること。
- 3) 教育行政としては以下の課題に取り組むこと。
 - ①教員の多忙化の解消、35人学級の実現、養護教諭・カウンセラーの増員を図り、児童生徒一人一人に寄り添った取り組みが行われるように教育条件を整備すること。
 - ②全ての学校で、すべての教職員が参加する規模と回数で、いじめ問題の研修を実施するなど、いじめの解決に取り組む条件整備を進めること。
 - ③教職員をバラバラにしている教員評価など教員政策を見直すこと。
- 4) いじめの重大事態については、第三者機関で調査、対応しその教訓を生かすようにすること。
- 5) 不登校の子供を温かく支援し、安心して相談できる窓口の拡充、子どもの居場所、様々な学びの場の確保と公的支援を行い、学びと自立を支援すること。
- 6) 高校中退をなくす取り組みを強め、進級・進学・就職に責任を持つこと。

2、学校から体罰、「指導死」を根絶すること。★

3、子どもの貧困問題に学校がプラットフォームとしての役割を果たすこと。★

- 1) 児童生徒の生活実態を把握し対応できる体制を確立すること。教職員、保健室、SSW の配置と連携を強化すること。
- 2) 就学援助制度の周知徹底を図り、対象を生活保護基準の 1.5 倍に広げるとともに市町村間の格差を解消すること。対象項目の拡充を図ること。
- 3) 給食費、教材費の無償化を支援すること。
- 4) 高校授業料の無償化を復活させること。
- 5) 給付制奨学金の拡充を求め、県としても創設すること。
- 4、国・文科省に 35 人学級の実施を強く求めるとともに、県独自にも 35 人学級を来年度から小学校全学年に拡充すること。★
- 5、県立高田高校のグラウンドの早期整備をはかること。被災した小中学校等の早期の再建整備を進めること。
- 6、小中学校・高校の耐震改修・改築を思い切って進めること。県産材を積極的に活用し木造校舎の建設を進めること。大規模改造工事を含め、シックスクール対策を徹底し、TVOC 検査を義務づけること。被害を受けた生徒の医療の確保と教育を保障すること。
- 7、小学校 5・6 年生の英語科教育については、日本学術会議の提言を踏まえ、専任教員の確保と研修を大前提に、英語嫌いの生徒をつくらないようにすること。★
- 8、「全国学力テスト」は中止し、「学力テスト結果」の公表は行わないようにすること。教育に市場原理を導入する目標管理型学校経営や県版学力テストの点数を目標とするやり方は見直すこと。
- 9、小中学校の統廃合計画については、子どもの教育にとって、地域の教育にとって、地域住民との合意の 3 点を基本原則にして取り組むこと。住民合意のない一方的な統廃合は行わないこと。被災地の学校の統廃合計画についても、地域住民の合意を貫くこと。小中一貫校は全国で問題が出ており、進めないこと。
- 10、特別支援教育・障害児教育の拡充をめざすこと。
 - 1) 特別支援学校の生徒急増に対応し、緊急課題として教室不足の解消に取り組むこと。特別支援学校・分教室の整備計画を立て、計画的に改築改修を進めること。都南支援学校の跡地への新たな特別支援学校の整備を急ぐこと。国に対し特別支援学校の設置基準を決め、計画的に整備に取り組むよう求めること。男女共用トイレは直ちに解消すること。
 - 2) 子どもたちの障がいの複雑化に対応し、軽度発達障害の子どもへの支援を含む「特別支援教育」に当たっては、必要な教職員を確保し、特別支援教育支援員の配置を徹底するとともに待遇の改善を図ること。
 - 3) 「支援地域」の中心と位置づけられる盲・ろう・養護学校は統廃合ではなく、小規模分散で地域密着型をめざし拡充すること。
- 11、中学校までの完全学校給食を実施し、県産農畜水産物の活用で地産地消にふさわしい自校方式を積極的に進めること。利用率の低いランチボックス(仕出し弁当給食)の実態と問題点を把握し改善をはかること。給食費の無償化を支援すること。

- 12、一関一高への併設型中高一貫校・付属中学校については、施設不足や既存の中学校への影響、小学校への受験競争の激化など諸問題の検証を行い、地域の声を把握して見直しを含め再検討すること。
 - 13、県立高校の再編計画の具体化については、高校と地域の取り組みを支援し、実績に基づいて進めること。生徒の学習権を保障し、地域と結びついた高校を守る立場から、地域の取り組みを県教委としても支援すること。
 - 14、県立高校の入試制度の改善にあたっては、生徒減少のなかで希望者全員が進学できるよう、透明性と公平性が確保されるようにすること。高校間格差を拡大する通学区域の拡大は行わないこと。
 - 15、高校生の就職を支援する就職支援相談員の配置を拡充し、安定した雇用と県内就職率を当面 80%に引き上げること。3年以内の離職率(47.6%)の改善をめざし、実態調査を踏まえ対策を検討すること。各部局、関係機関とも連携を強化すること。キャリア教育に当たっては、憲法、労働法に基づく基本的な権利を身に着けるように徹底すること。
 - 16、教員の「多忙化」を解消し、教員の専門家としての役割が発揮されるようにすること。過労死ラインを超える超過勤務は直ちに解消するよう徹底すること。司書教諭を専任で配置すること。パワーハラスメント防止対策を強化すること。
 - 17、教員採用、管理職昇任制度について、公正で透明化された採用と昇任が行われるよう抜本的に改善すること。「教員免許更新制」の中止を求めること。臨時教員制度を抜本的に見直し、正規雇用を拡大すること。外国人講師による英語教育に当たっては直接雇用とすること。
 - 18、通学路の安全対策を総点検し、地域住民・関係機関と連携して通学路の安全対策を強化すること。冬季の除排雪を徹底し安全を確保すること。
 - 19、侵略戦争を美化する「歴史教科書」「公民教科書」の押し付けを許さず、「日の丸・君が代」の学校教育での押し付けは行わないこと。性教育などへの政治介入に反対すること
 - 20、私学助成を拡充し、私立高校の私学就学支援金については実質無料化をめざすこと。これまでの授業料減免の財源を還元し全国並みに拡充すること。授業料以外の学費の父母負担の軽減に取り組むこと。
 - 21、18歳選挙権に向けて、憲法、教育基本法、子どもの権利条約に基づいて主権者教育を進めること。
 - 22、岩手国体成功のレガシーをいかしに向けて、2019年ラグビーワールドカップ成功めざす取り組みを強化すること。
- 7、東日本大震災津波と台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。

東日本大震災津波の検証と教訓、台風10号災害の教訓を踏まえ、津波や豪雨災害などで二度と住民の命が損なわれないように、安全安心のまちづくりを住民の合意で進めることが重要で

す。大規模な津波からは基本的に避難で住民のいのちを守ることが必要です。避難路の整備と実践的な避難訓練が必要です。同時に、住民の協議と合意を貫いて、コミュニティの維持を原則に高台への集団移転や土地のかさ上げを進めることも必要です。その際、庁舎や病院、学校、商店街などを集約したコンパクトなまちづくりを進めることが重要です。ハード面だけでなくソフト面の対策を強化することが必要です。

原発事故による放射能汚染による影響も深刻なものがあります。原発ゼロ・再稼働反対を前提に、地域防災計画の見直し、安全協定の締結など原発事故対策を強化すること。

昨年台風10号による災害からの復旧に取り組むこと。被災者の生活再建への支援を重視し、災害対応の検証を踏まえ、情報提供と避難指示等のあり方を改善すること。高齢者施設等の避難計画と避難訓練の徹底、河川改修、治山・砂防事業の取り組みを強化し、農地等の復旧をはかること。

1、東日本大震災津波・台風10号災害の検証と教訓を生かし、防災のまちづくりを住民の合意で進めること。

- 1) 大規模な津波から住民のいのちを守る基本は、速やかな避難です。小中学校・高校での防災教育
- 2) 育を徹底するとともに、住民レベルの防災教育と集落ごとの防災訓練・避難訓練を抜本的に強化すること。避難道路・避難施設を総点検し整備すること。
- 3) 大震災津波の検証を踏まえ、行政と岩手大学、県立大学等の連携で「防災講座」「防災講演会」を開催し、防災担当者の教育・研修と養成、職員と県民の防災意識の高揚を図ること。
- 4) 避難施設となっている小・中・高の校舎・体育館、公民館などの耐震診断と耐震改築・改修をはかり、自家発電設備と暖房設備、洋式トイレ等を整備すること。情報設備と必要な人員の配置、食糧備蓄対策を講じること。
- 5) 地震対策の緊急課題として、住宅の耐震改修、家具等の固定化を積極的に推進すること。
- 6) 洪水浸水区域、土砂災害警戒区域内の高齢者施設等の避難計画の作成と避難訓練の実施を徹底し、消防団、地域町内会との連携体制を構築すること。
- 7) 要援護高齢者や1人暮らし高齢者など災害弱者の実態と情報を共有し、避難計画の策定など具体的な対策を講じること。避難の警報システムを整備すること。全国的な同時多発型の地震への対応も検討すること。
- 8) 自主防災組織の組織化と実践的な訓練、防災士の養成など活動への支援を強化すること。

2、ため池緊急防災体制整備促進事業の推進について★

- 1) 地震や豪雨によるため池決壊の被害を食い止めるために、実態調査を踏まえて事業の推進に取り組むこと。
- 2) 地域防災上のリスクを除去するために、ため池廃止の措置を進めること。
- 3) 必要な予算を確保すること。

3、除雪対策を徹底し、除雪とともに排雪の取り組みを抜本的に強化すること。拡幅除雪とともに、歩道の確保対策を講じること。通学路の除排雪と安全対策を講じること。

4、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山の火山活動の観測体制を引き続き強化し、継続的で多様な防災訓練を一層強化し、防災教育・啓発の取り組みを系統的に進めること。火山との共生にふさわしい総合的対策を講じること。

5、防災体制の強化をはかること。

- 1) 総合防災室に、防災の専門技術者を配置するとともに、岩手大学・県立大学、東北大学と連携し、市町村の防災担当者を含めた「防災講座」を実施するなど、防災担当者の研修・教育・訓練を強化すること。「風水害対策チーム」の取り組みを強化すること。
- 2) 要をなす消防職員は基準人員の確保に努めること。
- 3) 消防団員の確保と待遇の改善、地域住民による自主防災組織の育成・訓練の強化に取り組むこと。災害時の消防団員の安全の確保対策を講じること。県消防学校の施設、体制の改善・強化をはかること。

8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC 誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること

不要不急、ムダと浪費の大型開発・大型公共事業を総点検し見直すこと。公共事業も学校の老朽校舎の耐震化、改築・改修や道路・橋梁の改修、特養ホームなど福祉施設の整備、県営住宅や下水道整備など福祉、生活密着型に転換し、地元中小企業への仕事を増やすべきです。

入札制度の改善を図り、変更請負契約が繰り返されないようにすること。福島県の取り組みを参考に、地元業者発注比率を高めるようにすること。

1、大型開発・大型公共事業を総点検し、見直すとともに、公共事業の中身を学校の耐震化、県営住宅の増設、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの改修・維持管理など生活密着型に転換し、地元中小企業の仕事を拡大すること。

- 1) 岩手医大に続く国道 45 号「盛岡西バイパス」の主要地方道上米内湯沢線以南への延伸を求めること。
- 2) 国道 343 号新笹野田トンネルの早期事業化を図ること。

2、若者定住住宅の整備を進めること。雇用促進住宅は民間事業者に売却されましたが、若者定住住宅などの活用の可能性を検討すること。

3、県民の要望が強い県営住宅の新增設を進めること。県産材を活用した木造住宅の整備を推進すること。既存の県営住宅に風呂釜を設置すること。駐車場のあり方（1世帯1台）を見直し整備すること。

4、空き家対策と若者定住住宅の整備に取り組むこと

- 1) 空き家バンクの徳美とともに空き家リフォーム助成を実現し積極的な活用を図ること
- 2) 若者定住住宅・子育て支援住宅の整備を促進すること。

5、入札制度を改善し地元業者への仕事を増やすこと。

- 1) 復興事業関連で変更請負契約が繰り返されています。詳細設計を踏まえた入札とするよう改善を図ること。
- 2) 公共事業の発注と入札にあたっては、福島県の取り組みを参考に、地元業者への発注比率を高めるように改善を図ること。下請けの契約関係の適正化に努めること。地元企業・中小企業の育成に配慮した、地域貢献度やランク別など条件付き一般競争入札を基本とするとともに、請負企業の経営安定のため、最低制限価格を導入し引き上げること。
- 3) 制定された「公契約条例」に基づき、公共工事等に従事する労働者の適正な賃金や労働条件を確保し、地元中小企業への発注を優先すること。
- 4) 分離分割発注を進めるとともに、下請契約書(調書)の公表、談合情報通りの落札となった場合の入札取り消しなど厳格な対応を実施すること。

6、地上デジタルテレビジョン放送の難視聴解消の対策を講じること。

7、ILC(国際リニアコライダー)誘致の取り組みは、学術会議の提言を踏まえ、国の財政状況、学術会議での合意形成、国際的な財政支援の動向などを踏まえて進めること。地元自治体負担が大きくなるよう対策を求めること。

9、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県をめざす。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと

東日本大震災津波から6年9ヶ月余が経過しましたが、東京電力福島第一原発事故は収束するどころか、放射能汚染水が増え続け、海洋への大規模な放射能汚染の危機、非常事態に直面しています。福島原発事故は、人類と原発は共存できないことを明らかにしました。県として「即時原発ゼロ」を政治決断し、国に対し原発から撤退する計画を策定するよう求めるべきです。原発からの撤退と同時並行で、再生可能エネルギーの本格的導入と、低エネルギー社会の実現に向けて全国に先駆けて取り組むべきです。岩手県地球温暖化対策実行計画で提起している温室効果ガス排出量の削減目標(1990年比で2020年までに30%削減)を実行するためにも、全国第2位の推定利用可能量があるとされている再生可能エネルギーの本格的導入が必要です。

県が進める県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は、住民との「覚書」を無視するとともに、3市5町のゴミを一極集中で処理しようとするものであり、ゴミの減量に逆行し、ごみ問題の解決に逆行するものです。ゴミの「焼却中心主義」「埋め立て中心主義」からの脱却をはかるべきです。ゴミの減量のためには、何よりも住民参加で、ゴミの多品目分別とリサイクルを徹底することが必要です。

アスベスト(石綿)による健康被害は、重大な社会問題となっています。企業と国の責任を明らかにして、すべての健康被害者の検診と保護、救済、健康被害拡大の防止策を実施すべきです。

環境汚染の問題解決のために、①汚染者負担の原則、②予防原則、③住民参加、④徹底した情報公開—の視点で取り組むことが必要です。

県庁舎は議会棟を含め敷地内全面禁煙とし、公共施設での全面禁煙を徹底して受動喫煙防止の対策を徹底すること。受動喫煙防止条例の制定をめざすこと。

- 1、「即時原発ゼロ」の方針を県として打ち出し、国に政治的な決断を求めること。原発より危険な青森県六ヶ所村の「再処理施設」の閉鎖を求めること。プルサーマル計画の中止を求めること。
- 2、原発の再稼働、輸出の中止を求めること。
- 3、再生可能エネルギーの本格的な導入を進めること。地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、8%の削減目標に総力を挙げ、2020年までに30%削減めざす具体的な方策と行程表を示すこと。

- 1) 地球温暖化防止に真剣に取り組むこと。県が独自に決定した8%削減目標の達成めざしあらゆる対策を講じること。
- 2) 地球温暖化防止についての啓発・学習の取り組みを学校、地域、職場などあらゆるところで、草の根から取り組むこと。
- 3) 2020年めざす30%削減目標を達成するために、目標にふさわしい戦略と具体的な方策と行程表を策定し取り組むこと。
- 4) 自然エネルギーの活用を大幅に拡大すること。太陽光発電や風力、小水力、木質バイオマスなどそれぞれの具体的な目標と計画を立て強力で推進すること。

4、県の盛岡広域の「ゴミ処理広域化計画」は見直すこと。

- ① 盛岡広域3市5町のごみを盛岡市1カ所に集中させる「ごみ広域化計画」は、ごみの減量・リサイクルに逆行するとともに、何よりも焼却施設周辺の住民に大きな影響を与えるものです。地域住民との「覚書」を守り、分散型に見直すこと。焼却施設周辺の小学校における喘息罹患率が高い実態と原因について調査すること。
- ② 大型焼却炉の導入は、ゴミの減量に逆行し、安全性、効率性など未完成の技術で自治体に過大な負担を与えかねません。すでに導入した自治体では過大な施設となり、ゴミを求める逆立ちした状況も見られます。全面的な見直しをはかるとともに市町村に押しつけないこと。
- ③ 小型焼却炉でも現在では十分ダイオキシン対策に適合できます。国に対し国庫補助を認めるよう求めること。
- ④ 新たな焼却施設の整備にあっては、地域住民との覚書等を守り、住民合意を大前提にして進めること。一関市の場合もこの立場を堅持して進めること。

5、ゴミ問題解決の基本は、元(発生源)からゴミを減らすことです。県としても発生抑制、リユース、リサイクル、リデュースのそれぞれの目標と計画をもって推進すること。

- 1) ゴミのきめ細かな分別回収を徹底し、住民参加の取り組みを強化すること。生ゴミ、畜産廃棄物などの堆肥化・資源化の取り組みを抜本的に強化すること。
- 2) ゴミの発生を設計・生産段階から削減するために、現行制度を「拡大生産者責任」の立場で抜本的に見直すよう国に求めること。

6、青森県境の産廃不法投棄事件については、万全な安全対策を講じること。

- 1) 有害廃棄物の早期撤去、廃棄物の全量撤去にとりくむこと。
- 2) 専門家の協力と地域住民の参加で解決に取り組むこと。そのために、定期的な現地説明会を開催するなど地域住民に対する説明責任を果たすこと。
- 3) 産業廃棄物の不法投棄の根絶をめざし、産廃Gメンの活動と対策を強化するとともに、隣県との連携、市町村との協力を強化すること。最後まで汚染者負担の原則を貫くこと。

7、PM2.5の観測体制を抜本的に強化すること。焼却場周辺の観測も行うこと。

8、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。

- 1) 健康被害が予想される労働者、住民など関係者のアスベスト特別検診を、県立病院など県内の医療機関で実施できるようにすること。CTスキャン等の二次検診も特別検診の対象として実施すること。必要な助成措置を講じること。専門医療機関と連携して県立病院での検診・診療体制の充実をはかること。
- 2) 中皮腫による死亡者や治療者の被曝履歴等の実態調査を行うよう国に求めること。アスベストが原因と思われる肺がん、良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚などの被害実態調査も行うこと。
- 3) アスベスト調査の結果を公表し、対策を徹底すること。解体工事等のアスベスト飛散防止措置を行うにあたっては、周辺住民への周知等万全の体制をとり、届出、立ち入り検査等必要な対策と体制を講じること。
- 4) 中小零細企業等への撤去・改修工事等への無利子・無担保・無保証の融資制度を創設すること。
- 5) 県としてアスベスト検査体制を確立すること。

9、ダイオキシン対策の基本は、発生源となる塩化ビニール類の分別・規制・リサイクルを徹底すること。

- 1) 県として一般・産廃焼却施設のダイオキシン汚染調査を実施し、公表すること。母乳中のダイオキシン調査を継続し、対策を講じること。
- 2) 環境ホルモン汚染の実態を調査し、汚染原因と対策を明らかにすること。環境ホルモン汚染の疑いのあるPS食器は、他の安全なものに切り替えるよう指導すること。

10、県内の貴重な自然環境を保全するために、自然環境調査を計画的に進めること。県版レッドデータブックに基づいて、希少野生動植物保護の条例に基づき、保護区への立ち入り制限や固体の所持制限などの具体的規制と対策を強化すること。保護区の設定に際しては買い上げや必要な補償などの対策も講じること。

11、大型開発・公共事業の乱開発、風力発電等を規制する環境アセスメント・猛禽類調査を徹底し、厳しいチェックと規制の体制を確立すること。

12、「たばこのない五輪・ラクビーワールドカップ」をめざし、県庁舎は議会棟を含め敷地内全面禁煙とし、公共施設での全面禁煙を徹底すること。受動喫煙防止対策の徹底めざし、受動喫煙防止条例の制定をめざすこと。

10、存在意義を失った競馬組合は廃止を含め見直しを検討すること。

競馬事業は、わずか1票差で330億円融資を決め、継続となってから10年目を迎えています。わずかな黒字を続けていますが、330億円の元金返済はほんの一部だけでまったくめどが立っていません。派遣している県職員の人件費等を考慮すればこれまでの事業計画は事実上赤字といわなければなりません。現状は地方財政に寄与するという公営競馬の存在意義が問われる状況です。競馬組合の破綻した原因と責任を明らかにして廃止を含めて今後のあり方を検討すべきです。

- 1、競馬事業の継続に当たっては、今年度の事業実績の正確な評価を踏まえ、来年度事業計画の妥当性・実効性を関係者はもとより、県、盛岡市、奥州市の議会で検討すること。
- 2、地方財政に寄与するという存在意義を失った県競馬組合は、330億円融資の元金返済の見通しもなく、コスト削減も限界にきており、将来の存続の見直しを検討し、廃止を含めて今後のあり方を検討すること。
- 3、競馬組合破綻の原因と責任を明らかにし、競馬管理者であった前知事の責任や金融機関の貸し手責任などを明らかにした対応を行うこと。

11、マイナンバー制度の中止・見直しもとめること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。

マイナンバー制度は、日本に住むすべての国民・外国人に12桁の番号を付け、様々な機関や事務所などに散在する各自の個人情報、行政などが活用しようとする制度です。国民のプライバシーにかかわる個人情報の漏えいと国家による監視強化が懸念されるマイナンバー制度は、根本的な欠陥をもつものです。総務省は12月15日付の「事務連絡」で、「書面により送付する場合には、当面、マイナンバーの記載を行わないこととする」とこれまでの対応の変更を伝えました。マイナンバー制度の中止・見直しを求めるべきです。

財政危機の押し付けと「平成の大合併」の号令のもと、県内の市町村数は58から33に4割減となりました。合併した市町村では周辺地域の衰退や地域住民の声が届かないなどの問題が明らかになっています。平成の大合併の検証こそ実施すべきです。合併市町村が大幅な地方交付税の削減とならないよう特別の対策を求めるべきです。地方自治の変質と破壊をめざす「道州制」にはきっぱりと反対し、地方自治の拡充をめざすべきです。

この間、全国的に警察における捜査費、捜査報酬費、旅費、超過勤務手当などの公金不正支出が明らかになりました。これは全国的な構造的な問題であり、県警察本部においても不正支出問題と併せて捜査費、捜査報酬費などの総点検を行うべきです。

- 1、マイナンバー制度は、個人情報の漏洩、セキュリティー対策の負担増など、国民にとって百害あって一利なしの制度です。マイナンバー制度の中止を求めること。
- 2、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化をめざすこと。
 - 1) 「平成の大合併」の検証を行い、住民の声が届く住民自治が貫ける市町村のあり方をめざすこと。そのために県は支援を強化すること。
 - 2) 広域合併を進めた自治体では、住民自治を強化する立場から地域内分権を強化するなどの取り組みを進めること。地方交付税の大幅な減額に対する特別の対策を講じるよう求めること。
 - 3) 合併せずに頑張る小規模町村への支援策を講じること。
- 3、「道州制」に反対し、地方財源の確保を求めること。
 - 1) 地方財政の重要な柱である地方交付税の復元・増額を求めること。
 - 2) 地方自治の変質と破壊をもたらす「道州制」に反対すること。
- 4、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。
 - 1) 犯罪の防止・摘発、オレオレ詐欺、交通事故等県民の安全を守る警察の取り組みを強化すること。要望の強い交通安全施設の整備を強化すること。
 - 2) 東日本大震災津波の行方不明者の捜索活動を引き続き強化すること。遺族等の要望を踏まえた湾内での捜索活動等を重視すること。
 - 3) 捜査報償費の検証を行うこと。不正支出・裏金問題について徹底的に究明し、その原因と責任を明らかにすること。
 - 4) 警察の不祥事の根絶をめざすこと。岩手医科大学元教授の覚せい剤疑惑の捜査もみ消しと警察幹部の天下りなど関係機関との癒着を正すこと。
- 5、指定管理者制度の検証と抜本的な見直しを行うこと。
 - 1) 指定管理者制度については、この間の実績・実態を検証し、制定した「公契約条例」の立場に立って、適正な労働条件の確保ができるよう抜本的な見直しを行うこと。県の事業で非正規労働者の増加やワーキングプアを生まないように具体的な対応を行うこと。
 - 2) 指定にあたっては、専門家・関係者を含め、導入の是非を慎重に検討し、公共性の確保と県民へのサービスが低下しないよう具体的な対策を講じること。指定管理者制度そのもののあり方を根本的に検証し、見直すこと。
- 6、知る権利の保障、原則公開の立場で、情報公開を一層推進すること。
 - 1) 県の政策形成過程における「パブリックコメント」制度は、説明会、公聴会、懇談会を開催し、県民の意見を反映するものに改善すること。
 - 2) 必要な情報を公開し、住民参加を広げるよう積極的に取り組むこと。
 - 3) 各種審議会の委員は兼任を減らし、女性、青年の登用、公募制の活用をはかること。
- 7、地方労働委員会の労働者側委員の任命に当たっては、「連合」独占をやめ、労働組合の構成比率を反映したものにする。

- 8、県の広域振興局のあり方については、この間の取り組みを検証し市町村の意見と要望、県職員の声と創意を大事にして検討すること。産業振興はもとより、保健・福祉・教育・農林漁業など広域行政の取り組みが円滑に進められるようにすること。
- 9、県職員の超過勤務の実態を調査し、サービス残業を根絶すること。労働時間の把握は厚生労働省通知に基づいてタイムカードやパソコン等で客観的に把握すること。
県職員の賃金引き下げとなる総合的見直し、退職金の削減は行わないこと。

12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を

日本の男女平等の現状は、世界経済フォーラムが示す 2017 年「男女格差指数」調査（ジェンダー・ギャップ指数）で 144 か国中 114 位と過去最低となっています。顕著なのは、女性労働者の賃金が非正規を含むと男性の半分にすぎないことです。女性に対する格差と差別の是正のために、いま求められているのは国連女性差別撤廃条約に基づく実効ある施策を具体化し実行することです。妊娠・出産、育児休業取得を理由とする解雇など違法な差別も横行しています。県として、国連女性差別撤廃条約を具体化し、社会のあらゆる分野で女性差別を一掃する取り組みを進めるべきです。

「男女共同参画推進条例」に基づき、雇用・就職の場での男女差別の解消など女性が働き続けられる実効性のある対策を強化する必要があります。夫婦間暴力いわゆるDV防止法に基づく実効ある対策を強化すべきです。女性と青年の声が活かされる県政を進めることは、活力ある県政を推進する上でも、重要な課題です。

低賃金や雇用破壊、長時間労働、蔓延するブラック企業・ブラックバイトなど、若い世代はその矛盾を深刻に受けています。「働くなら正社員があたり前」の政治と社会の実現に取り組むべきです。不登校や青年の引きこもりへの抜本的対策、世界一高い大学の授業料など学費負担を軽減し、給付制奨学金制度の創設と拡充が必要です。

1、国連女性差別撤廃条約の具体化をはかり、普及する取り組みを強めること。

女子差別撤廃条約選択議定書や、ILOの母性保護条約・パートタイム労働に関する条約の具体化・実現をめざすこと。

2、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。

- 1) 男女の賃金格差・昇進昇格差別・年金格差、採用差別など、働く女性への差別をなくす対策を進めること。パートや派遣など非正規労働者の権利を守り、均等待遇と正規雇用化を進めること。
- 2) 妊娠・出産への不利益取り扱いをやめさせ、解雇、退職勧奨を根絶すること。
- 3) 所得税法 56 条の廃止など自営業・農業女性の労働を正當に評価し、支援すること。
- 4) 子どもの医療費助成の対象を、当面、小学校卒業まで拡充し現物給付化すること。待機児童を解消する認可保育所の増設・整備し、育児・介護休業制度の拡充など、働く男女がともに家族責任を果せる社会をめざすこと。

- 5) 夫婦間暴力などの実態を調査し、県の婦人相談室の機能と体制の強化をはかり、一時保護施設の整備など、DV防止法に基づく実効ある措置を実施すること。
- 6) 選択的夫婦別姓制度の導入、非嫡出子の相続差別廃止など早急に民法の改正を求めること。
- 7) ひとり親家庭、シングルマザーへの経済的支援を拡充すること。生活保護基準以下の世帯には生活保護受給を進めること。
- 8) 県の女性幹部職員の積極的登用を進めるとともに、各種審議会にも幅広く女性と青年を登用すること。

3、青年が人間らしく働き、暮らし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。

- 1) 若者を使い捨てにするブラック企業・ブラックバイトの実態を調査し、是正させること。ブラック企業規制法の制定を求めること。青年の雇用確保と高校生・学生の就職支援を強化し、とりわけ県内就職の取り組みを強化すること。
- 2) 高校の授業料無償化を復活させること。私立高校への私学就学支援金は全国並みに県独自の加算を行うこと。県立大学の授業料の値上げは行わず、授業料免除・減額の対策を拡充すること。給付制奨学金を創設すること。
- 3) 青年の定住をめざし、若者定住住宅の整備を進め、空き家活用とリフォーム助成、家賃補助などの対策を進めること。
- 4) 青年の引きこもりの実態を調査するとともに、相談、居場所の設置、就労支援などの取り組みを強化すること。就労を目的にすることなくNPOや民間団体の取り組みを支援すること。
- 5) 18歳選挙権に向けて、憲法と教育基本法、子どもの権利条約に基づく主権者教育を進めること。

13、安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること

安倍政権は、憲法違反の戦争法(安保法制)を強行し、さらに憲法9条の改悪を進めようとしています。そのねらいは、自衛隊の海外での武力行使に道を開き、戦争する国づくりを進めることです。安倍9条改憲に反対する国民の多数派を形成することは日本の進路にかかわる中心課題となっています。達増知事も前向きな議会答弁を行うなど積極的な発言を行っていることを高く評価します。安倍9条改憲に反対の一点で、県内での県民の共同と野党の共同を広げる役割を果たされるよう期待します。

沖縄では米軍機オスプレイなど墜落事故や部品落下事故が続発しています。住民の安全を脅かすオスプレイ配備の撤去、訓練の中止は切実な課題です。東北を舞台とした在沖米海兵隊との日米共同訓練フォレストライト02が1~3月に行われます、オスプレイも参加する訓練に反対すること。名護市辺野古への新基地建設を阻止することは「沖縄、そして日本の未来を切り開く」(翁長知事)たかいです。24年前の大冷害(平成5年)の際、沖縄県石垣島で種もみを栽培していただいて以来、沖縄県と岩手県は友好協力の関係を築いてきました。こうした経緯を踏まえて沖縄県民への連帯を表明し、いわて県民の取り組みを強化することは特別に重要です。

今年7月7日、国連で核兵器禁止条約が採択されました（賛成122か国）。核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）にノーベル平和賞が送られました。いま世界は大きく変化しています。県内では、県議会に続き24市町村議会で「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」が採択されています。

憲法違反の自衛隊の海外派兵は中止すること。県民にとって重大なことは、海外派兵に踏み出す危険のある自衛隊に毎年100人弱の高校生が就職していることです。「子どもを再び戦場には送らない」の立場で取り組むことが必要です。

- 1、安倍政権が進める憲法9条の改憲に反対すること。★
- 2、憲法違反の戦争法(安保法制)の廃止を求めること。戦争法に基づく米艦防護や米艦への給油活動の中止を求めること。
- 3、オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、中止を求めること。オスプレイが参加予定の日米共同訓練フォレストライト02に反対すること。オスプレイの飛行は認めないこと。★
- 4、「核兵器廃絶平和宣言」(98年6月県議会)に基づいて、県として非核平和の行政を推進すること。
- 5、侵略戦争の犠牲者の実態を調査、記録し、県民の戦争体験の継承に取り組むこと。戦争のない世界と日本を展望した国連憲章、憲法9条をはじめとした憲法の意義と内容を学び、啓蒙する取り組みを行うこと。
- 6、日米の軍事一体化・米軍支援をめざす岩手山演習場での日米共同訓練に反対すること。米兵の基地外への外出禁止措置を求めること。
- 7、国民を戦争に動員する有事立法・国民保護法制の廃止を要求すること。ありえない日本への攻撃を想定した岩手県国民保護計画は、県民を戦争態勢に動員するものであり、県民を動員する訓練などは行わないこと。市町村に対しても計画策定を押し付けないこと。
- 8、憲法を敵視し、侵略戦争を美化する育鵬社と自由社「歴史教科書」に、事実に基づいた検証を進め、侵略戦争を美化する動きを、芽のうちに摘み取る草の根の取り組みを広げること。
- 9、北朝鮮による弾道ミサイル発射は絶対許せない暴挙です。同時に上空550～800kmを飛行するミサイルに対するJアラートの発信は、内閣府の基準からみてもいたずらに国民の不安をおおることになりかねません。この間の取り組みについて政府の検証を求めること。県民の不安をおおる取り組みは行わないこと。

以 上